



有機農業をはじめよう！ No.5

第14回有機農業公開セミナー 資料集

有機農業が地域に広がることの メリットを考える

日 時： 2014 年 3 月 17 日(月) 13:00～17:30
18 日(火) 8:30～14:00

会 場：福島県文化センター 小ホール(福島県福島市)

主 催： 有機農業参入促進協議会

後 援： 農林水産省、福島県、福島市、福島県有機農業ネットワーク

巻 頭 言

有機農業を語るとき、最も大切なことは「農業全体の振興を視野におく」ことです。なぜなら、有機農業のことだけを語っても、多くの人たちの共感が得られないからです。有機農業をいったん脇に置いて我が国の農業全体を見渡したとき、一体何が問題なのでしょう。

まずあげられるのが、農業者の高齢化と担い手の減少です。それに伴い、耕作放棄地は琵琶湖を含む滋賀県の面積に相当するまでに増加しています。次に、農産物の味の低下とお米に代表される購入意欲の低下です。

では、このような問題の解決に有機農業がどんな役割を果たせるのでしょうか。

まず、新規就農志向者の多くは有機農業での就農を考えています。新規就農者が農業に持つ魅力は、美味しく、安全で安心な農産物を自ら栽培できることです。若者が就農することで、地域の平均年齢が下がり、子供が小学校に通い、親は消防団などの活動にも参加するなど、地域に活力が生じている事例が各地にみられます。

次に、技術さえ伴えば手間暇かけた小規模な有機農業は、高品質な農産物が作りやすいことがあげられます。消費者の農産物購入の動機は「きれいで、美味しい」。しかも、美味しければ値段が高くても需要があります。この「美味しい」という官能的な概念は、客観的評価が難しい側面はありますが、「見た目が美しい有機野菜は美味しい」と、自分の目利きと味覚で農産物を選び、自分の責任で評価、購入している消費者は少なくありません。

我が国の農業全体の問題を考えたとき、加工用や業務用などの大量の需要がある以上、農業の大規模化は無視できません。しかし、消費者の多様なニーズに対応するために、多様な生産、流通形態が求められていることも事実です。農村における多様な農業形態の共存は、地域社会を維持するためにも欠かせません。ここに新規就農者に多い小規模有機農家の存在価値があり、ひいては小規模農業が圧倒的に多い、中山間地での農業振興にも寄与できると考えます。

本セミナーでは、基調講演および事例発表をとおして、有機農業を核とした様々な取り組みが紹介され、パネルディスカッションでさらに議論を深められていく予定です。参加の皆様にとって、これからの地域の在り方を考えるヒントになることを期待しております。

最後になりましたが、有機農業推進への先進的な取り組みを続けられている福島県、福島市にて「有機農業が地域に広がることのメリットを考える」をテーマに公開セミナーを開催できることを嬉しく思います。開催にあたってご尽力いただいた関係各位にこの場を借りてお礼申し上げます。

2014年3月17日

有機農業参入促進協議会
会長 山下 一穂

目 次

プログラム.....	6
会場案内.....	7
講師プロフィール.....	9

■第 1 部 基調講演

有機農業が地域に広がることのメリット（大江正章）	13
--------------------------------	----

■第 2 部 事例発表とパネルディスカッション

有機農業による地域の力と市民の力	
～持続可能な共生の時代へ（福島第一原発から 50km の報告）～（菅野正寿）	21
風の丘ファーム（田下農場）の女性研修生とその後の就農について（田下三枝子）	24
有機農業が地域社会に投げかけるもの	
～三重県・伊賀地域の取り組み事例報告～（村山邦彦）	27
有機農業の社会的波及効果(波多野豪).....	34

■参考資料

ゆうきの里東和と現地視察先の紹介（武藤正敏）	39
有機農業の推進に関する基本的な方針（案）	43
有機農業の推進に関する現状と課題（農林水産省農業環境対策課）	53
福島県有機農業推進計画（福島県農林水産部）	59
福島県有機農業推進の取組について（福島県環境保全農業課）	74
先進事例に学ぶ有機農業推進のポイント（未定稿）（藤田正雄）	82
有機農業に関する相談の問い合わせ先.....	96
有機農業の研修受入先をご紹介ください.....	98
有機農業公開セミナー開催一覧.....	99

プログラム

3月17日（月）基調講演・パネルディスカッション

13:00～13:30	開会式	あいさつ	山下 一穂 （有機農業参入促進協議会 会長）
			日並 洋一郎 （農林水産省農業環境対策課 係長）
			畠 利行 （福島県農林水産部 部長）
			小林 香（福島市 市長）
13:30～14:30	基調講演 「有機農業が地域に広がること のメリット」		大江 正章（コモンズ）
14:30～14:40	休憩		
14:40～16:10	事例発表		菅野正寿（福島県有機農業ネットワーク）
			田下三枝子（埼玉県・風の丘ファーム）
			村山邦彦 （三重県・伊賀有機農業推進協議会）
16:10～16:20	休憩		
16:20～17:30	パネルディスカッション 「有機農業が地域に広がること のメリットを考える」		コーディネーター 波多野 豪（三重大学）

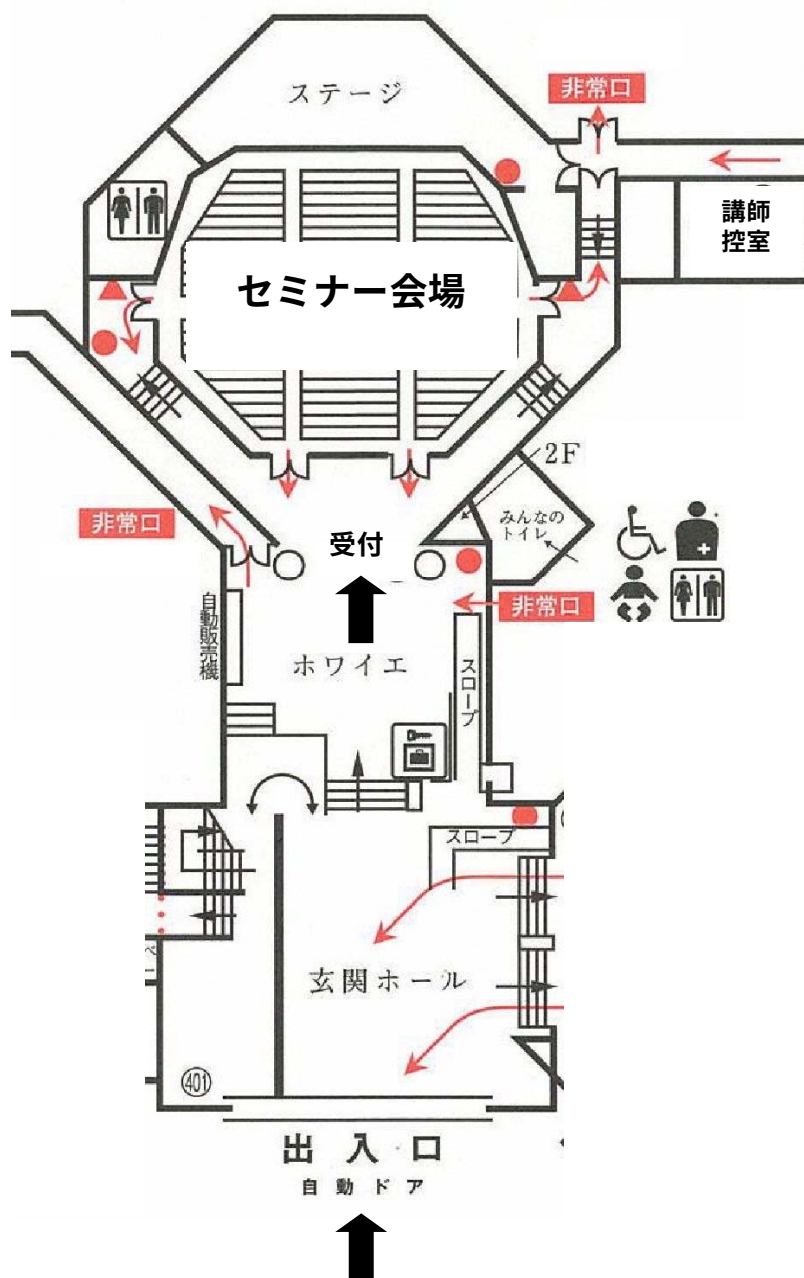
終了後、18:30 よりホテル福島グリーンパレスにて情報交換会（別料金）を開催いたします。

3月18日（火）現地見学会

8:30	JR 福島駅西口バス乗り場集合、マイクロバスにて移動
8:40	福島県文化センター駐車場、マイクロバスにて移動
9:20	ゆうきの里東和地域資源循環センター(堆肥センター)、ふくしま農家の夢ワイン(株)ワイン工場、放射能対策実証田（二本松市東和地区）見学
11:15	道の駅ふくしま東和着（二本松市東和地区） 「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」等の活動紹介
12:00	昼食（各自）
12:45	民宿・農家レストラン「季の子工房」見学（二本松市東和地区）
13:50	福島県文化センター駐車場
14:00	JR 福島駅西口バス乗り場解散

会場案内

福島県文化センター 小ホール



注意事項

- 館内は禁煙となっております。おタバコは館外の決められた場所にてお願いいたします。
- セミナー会場内での飲食はできません。飲食はロビーにてお願いいたします。
- ゴミは各自でお持ち帰りください。

情報交換会・2日目集合場所

情報交換会（3月17日 18時30分～20時30分）

- パネルディスカッション終了後、ホテル福島グリーンパレス（下図◎印）にて行います。ご参加の皆さまには、スタッフの指示に従って速やかなご移動をお願いいたします。
- お車でご参加の方は、18時30分までに会場までお越しください。

現地見学会（3月18日 8時30分～14時）

- 公共交通機関をご利用の方は、JR 福島駅西口バス乗り場（下図●印、8時30分出発）にご集合ください。
- お車でご参加の方は、福島県文化センター駐車場に駐車し、8時40分までにマイクロバスにご乗車ください。



講師プロフィール

大江 正章（おおえ ただあき）

1957 年、神奈川県生まれ。早稲田大学政経学部政治学科卒。80～95 年、学陽書房編集部勤務、96 年、コモンズ創設。現在は、コモンズ代表・ジャーナリスト。このほか、アジア太平洋資料センター共同代表理事、全国有機農業推進協議会理事、日本有機農業学会理事などを勤める。主な著書に、『農業という仕事―食と環境を守る』（岩波ジュニア新書）『地域の力―食・農・まちづくり』（岩波新書）『経済効果を生み出す環境まちづくり』（共著、ぎょうせい）『新しい公共と自治の現場』（共著、コモンズ）などがある。

菅野 正寿（すげの せいじゅ）

1958 年福島県二本松市（旧東和町）生まれ。農林水産省農業者大学校卒業後、農業に従事。現在、水田 2.5ha、雨よけトマト 14a、野菜・雑穀 2ha、農産加工所（餅、おこわ、弁当）による複合経営。あぶくま高原 遊雲の里ファーム主宰、NPO 法人福島県有機農業ネットワーク代表、ふくしま東和有機農業研究会副会長、福島県安達地方農民連幹事、布沢営農組合事務局長。著書に、『放射能に克つ農の営み』（共著、コモンズ）『脱原発社会を創る 30 人の提言』（共著、コモンズ）がある。

田下 三枝子（たした みえこ）

1960 年、神奈川県生まれ。上智大学外国語学部ドイツ語学科卒。2 年弱の会社員をへて、埼玉県小川町に夫隆一とともに就農。08 年農業生産法人株式会社風の丘ファームを設立。現在経営面積は田 57a、畑 5.8ha、社員 5 名、研修生 6 名。家族は夫、母、次男のほかに独立した長男、長女。趣味はピアノ演奏と山登り。

村山 邦彦（むらやま くにひこ）

1973 年、神奈川県横浜市生まれ。京都大学大学院エネルギー科学研究科修士修了。機械エンジニア、高校理科教員などを経て脱サラ、2 年半の研修期間（名張市の福廣博敏氏らに師事）を経て 2007 年に三重県伊賀市で就農し、野菜の有機栽培に取り組む。2012 年、伊賀ベジタブルファーム株式会社を設立。経営規模は約 2ha（うち施設 14a）。伊賀有機農業推進協議会の事務局・副代表として運営に関わり、2013 年秋に会員らが出資して設立した農産物販売などを行う株式会社へんこ代表取締役就任。

波多野 豪（はたの たけし）

1954 年、京都府生まれ。神戸大学経済学部卒。総合電機メーカー勤務を経て脱サラ就農し、83～89 年、有機農業の生産者として産消提携運動に関わる。腰痛悪化のため離農後、89 年、神戸大学農学部大学院に入学。博士課程 2 年次より短大勤務と並行し、博士（農学）学位取得。98 年より三重大学勤務。現在は三重大学大学院生物資源学研究科教授。この他、JAS 専門委員、有機 JAS 使用可能資材リスト作成委員長などを歴任。本務と兼任して、日本有機農業学会理事、特定

非営利活動法人地産地消ネットワークみえ理事長、地方行政団体の各種審議会委員長などを勤める。編著書に『有機農業の経済学―産消提携のネットワーク』（日本経済評論社）『循環型社会における「食」と「農」』（三重大学出版会）などがある。

第 1 部

基調講演

大江 正章（コモンズ・ジャーナリスト）

2006 年、有機農業推進法の成立以降、国の基本方針を受け全都道府県に有機農業推進計画が策定され、有機農業を農業・農村活性化の柱の一つとして取り組む自治体も現れてきました。また、行政と民間が協働した有機農業推進協議会が各地に生まれ、それぞれの地域に特徴を生かした有機農業推進のあり方が模索されています。そして、有機農業、有機農産物が多くの方に認知されるようになってきました。

そして今年度は、国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」の見直しが実施され、2014 年度より新たな方針のもとに、有機農業の推進が進められようとしています。このなかで、我が国の耕地面積に占める有機農業実施面積の割合の倍増を目標に掲げています。

基調講演では、大江正章氏より、推進法以降の有機農業の現状と、人びとの価値観や意識の変化と有機農業に対する見方をはじめ、有機農業を核としたまちづくりの事例をとおして、有機農業を推進することで生じるさまざまなメリットを紹介していただきます。

有機農業が地域に広がることのメリット

大江 正章

コモンズ代表 ジャーナリスト 全国有機農業推進協議会理事

1. 有機農業は国が推進している農業

(1) 志ある先駆者の在野の運動として始まった

自然農法（1935 年～）、日本有機農業研究会（1971 年～）

国や自治体による支援は一切なし

点としての存在

(2) 有機農業の推進は国と自治体の責務

画期的だった有機農業推進法の制定

有機農業推進の 4 つの基本理念（有機農業推進法第 3 条）

① すべての農業者が容易に、積極的に取り組めるようにする

② 消費者が有機農産物を容易に入手できるようにする

③ 有機農業関係者と消費者の連携を深める

④ 有機農業にかかわる人たちの自主性を尊重する

自治体で農政に携わる職員も普及指導員も農協職員も、この理念を尊重して日々の仕事に励むことが求められている

有機農業推進計画策定は 47 都道府県、有機農業推進体制整備市町村は 17%

有機農業を担当する普及指導員の配置は 30 都道府県

2. 有機農業の現状

(1) 国の調査一少ないが伸びている（「平成 22 年度有機農業基礎データ作成事業報告」）

① 有機農家数の推移と年齢

有機農家数2006 年 8,764 戸 →2008 年 10,981 戸 →2011 年 11,859 戸（0.5%）

有機 JAS 認定	2,258 戸	3,830 戸	3,994 戸
-----------	---------	---------	---------

有機 JAS 以外	6,506 戸	7,151 戸	7,865 戸
-----------	---------	---------	---------

平均年齢 59 歳（農業全体 66 歳）

② 有機農業の栽培面積 約 1 万 6000ha（0.4%）

(2) 潜在的にはもっと多いと推定

（1）は、都道府県ごとに約 20%の市町村を対象にした調査をもとにした推計値

中山間地の小規模自給的農家の大半は、農薬や化学肥料をほとんど使っていないが、自らの農業を有機農業とは認識していない→「ふだんぎの有機農業」が多い

なお、農水省は現在行われている「有機農業の推進に関する基本的な方針」の見直しで、有機農業のシェアを倍程度に拡大する目標を設定する予定

(3) 新規就農者に有機農業への志向が強い

① 非農家出身の新規就農者の急増——1985 年 66 人、95 年 251 人、2006 年 2180 人

② 新規就農者の多くがめざすのは有機農業

やりたい（28%）、興味がある（65%）（全国農業会議所「2010 年度新・農業人フェアにおけるアンケート調査」）

農外からの新規就農者の 21%が全作物で、6%が一部作物で、46%ができるだけ、有機農業に取り組んでいる（全国農業会議所「新規就農者（新規参入）の就農実態に関する調査結果」2011 年）

(4) 農業者の意識

農業者の過半数に「条件が整えば有機農業に取り組みたい」という意向がある（図 1）。その 7 割が、取り組むためには「生産コストに見合う価格で取引してくれる販路の確保」が必要だと考えている

3. 人びとの価値観や意識と有機農業に対する見方

(1) 若い世代の価値観の転換

人間と環境にやさしい社会を志向

減速して生きる

半農半 X という生き方

都市から農村への人口移動——移住から定住・永住へ

(2) 日本人の意識の変化

ターニングポイントは 1980 年代なかば（生活満足度のピークは 1984 年）

定年帰農・老後の I ターン

田舎ツーリズム

市民農園・家庭菜園の人気急上昇

(3) 消費者・流通業者・シェフが有機農産物を求めている

① 消費者の 44%が現在有機農産物を購入しており、55%が条件がそろえば購入したいと考えている（図 2）

② 流通加工業者の 25%が現在有機農産物を取り扱っており、64%が条件がそろえば取り扱いたいと考えている（図 2）

③ 消費者の 41%、流通加工業者の 37%が、一般の農産物より 2～3 割高までなら、有機農産物を購入したり取り扱いたいと考えている（もっと高くても買うと答えた人は、23%と 16%、図 2）

④ 名古屋市で毎週土曜日に開催されているオアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市では、多くのシェフが常連客

⑤ 埼玉県小川町では約 60 軒のレストランに定期的に出荷する有機農業生産者もいる

図1 有機農業への取組に関する農業者の意向

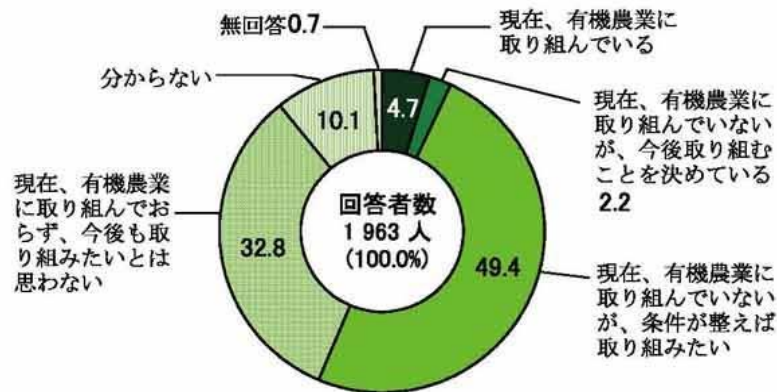


図2「環境に配慮した農産物」の購入（取り扱い）に関する消費者及び流通加工業者の意向

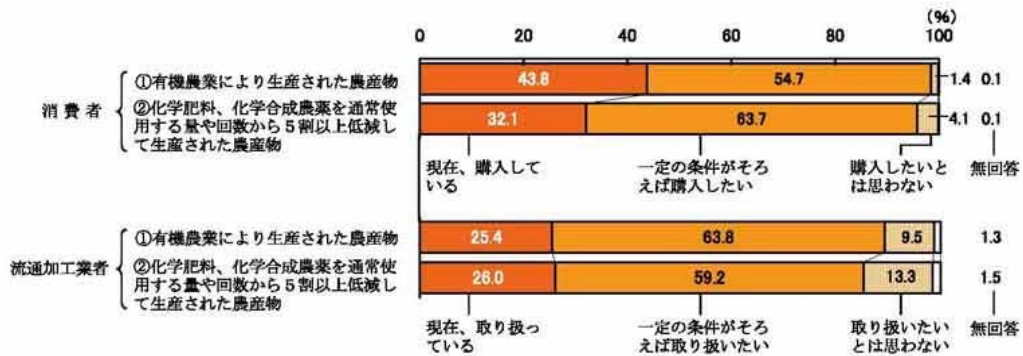
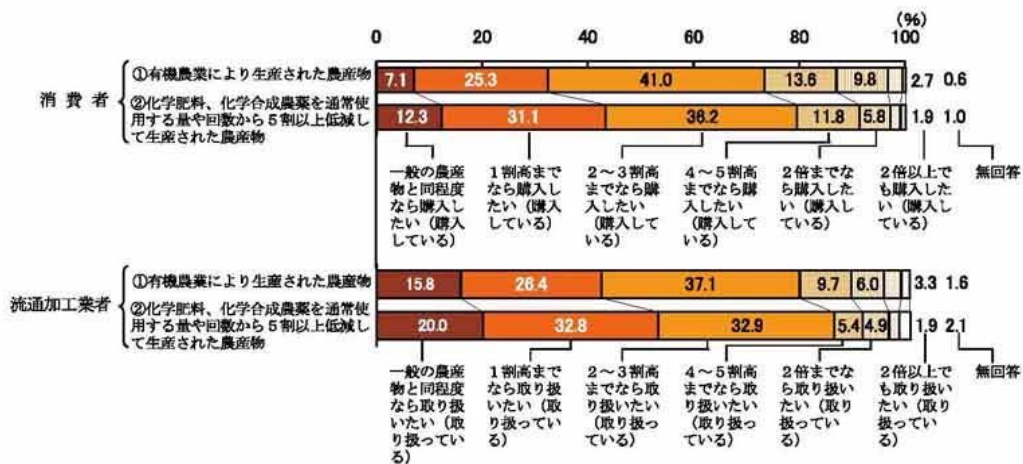


図3「環境に配慮した農産物」を購入する（取り扱う）上での価格に関する消費者及び流通加工業者の意向



（出典）農林水産省「有機農業をはじめとする環境保全型農業に関する意識・意向調査結果」2007年。

4. 有機農業と地場産業の提携による地域循環型経済の誕生—埼玉県小川町

(1) 日本を代表する有機農家・金子美登さん（下里地区、霜里農場）の存在

1971 年 3 月に有機農業を始め、現在の農業労働力は本人、後継者、研修生数名

経営内容 水田 150a、畑 140a、米（食用米・酒米）120a、小麦 120a、大豆 100a、野菜（約 60 品目）100a、乳牛 4 頭、採卵鶏 200 羽、合鴨 50 羽、山林 170a

提携先 消費者（米と野菜 10 戸、野菜と卵 20 戸）、酒屋、豆腐屋、一般企業

(2) 地場産業との提携

- ① 晴雲酒造（小川町）が無農薬米で「おがわの自然酒」を製造（1988 年）

差別化のために地元の無農薬米を利用

一般酒米の 3 倍で買い取り、現在は 7 戸が 40 俵を納入

2012 年からは新規就農者が中心になって武蔵鶴酒造（小川町）にも拡大

- ② 小川精麦（小川町）が無農薬小麦で「石臼挽き地粉めん」を製品化（1988 年）

現在は 4 戸が 10 俵を納入、通常小麦の 2 倍以上で買い取り

- ③ ヤマキ醸造（神川町）が無農薬大豆と小麦で醤油を製造（1994 年）

- ④ とうふ工房わたなべ（ときがわ町）が無農薬大豆で豆腐を製造

スーパーへの安価な卸売から素姓のわかる高価な豆腐を店頭で販売

輸入大豆の 4～6 倍で買い取り（現金払い） 有機大豆は農家の採算ラインの 2 倍

下里地区の大豆は全量買い取り

従業員 35 人、土・日の採算客 700～800 人、平均単価 1400 円

- ⑤ 有機レストラン（4 軒）と地ビールのマイクロブルワリー

規格外有機農産物の有効活用

新たな地域コミュニティの誕生

- ⑥ 伝統産業との連携

和紙の原料・楮をボランティアで生産

米作りから酒造りを楽しむ会

(3) 企業版 CSA（Community Supported Agriculture）

リフォーム会社 OKUTA が無農薬米を一括買い取り（2009 年）

下里地区の有機米は全量買い取り 09 年 1.8 t、10 年 4.4 t

前金で一括支払い—農家の手取り価格 1 俵 2 万 4000 円

慣行栽培農家が有機農業に転換

農林水産祭むらづくり部門で天皇杯を受賞

介在役としての農商工連携コーディネーターの存在

(4) 無農薬野菜を購入できる店舗の拡大

農業者主体の複数の直売所・軽トラ市、大手スーパー（ヤオコー）、道の駅

5. 自治体主導の地産地消・有機農業のまちづくりー愛媛県今治市

(1) 地場産型学校給食の推進

センター方式から自校方式へ

市内産が野菜 40%、米 100%、小麦 60～70%

ゼロから広げたパン用小麦栽培

1 万円の助成金と 1700 円の買い支え

小規模農協と手を結び有機農産物を給食へ

(2) 生産から消費まで多様な地産地消政策

地産地消推進協力店の認定

市民を農の担い手とするための講座

農薬と化学肥料使用禁止の市民農園 有機農産物生産への助成

大規模な直売所→（4）

今治市食と農のまちづくり条例の制定

地産地消推進室の存在

(3) 自治体独自の施策を打ち出す

生産者を対象にした意識調査で有機農業の拡充へ

市の予算はゼロのモデル事業（地場産原料の加工品開発、レシピ集発行など）

交付金を獲得するために農業法人を設立

登録認定機関の設立を支援

(4) コミュニティ・ビジネスとしての直売所（さいさいきて屋）

年間 21 億円の売り上げー生産者の工夫、豊富な品揃え

地産地消へのこだわりー農家レストランや学童農園を併設

生産者を育てる場ー需要に合った作付けと出荷、販売の工夫

幼稚園給食の請け負いや有機農業の拡充ー農家の伝統的料理、ゆうき与え隊

農協と行政に及ぼす多様で多大な効果

(5) 新規就農者・移住者の出現

地域活性化の中核となる I ターン者（柑橘グループの組織化、農家民宿など）

半有機農半 X 生活者（建築士、竹細工職人、野菜料理研究家など）の増加

(6) 地場産業との連携

特産のタオルを有機綿で作る、野菜で染めて販売

野良着を有機綿で作る

6. 有機農業が地域を変える一さまざまなメリット

(1) 新規就農者が増える

地域の活気とにぎわい（東和、八郷、白川、弥栄…）

地元の農業者への刺激

耕作放棄地の減少

人口減少と高齢化への一定の歯止め

子どもの増加、小中学校の維持

(2) 新規就農者はどうすれば増えるのか

地域に魅力をつくる

市町村・農協・普及センターの窓口対応の改善

兼業就農研修制度（農＋福祉、農＋山仕事、農＋雇用農）の導入

研修受け入れ農家への助成

農家に適した空き家の斡旋

(3) 地場産業との有機的つながりが深まる

雇用の拡大

製品の品質向上

新たな生業の創出

学校・保育（幼稚）園・福祉施設・高齢者施設の給食との連携

購買客・顧客（とくにリピーター）の増加

(4) 新たな販売機会が生まれる

朝市・直売所・ファーマーズマーケットなどの出現

地域内の資源と資金循環の増大

(5) 環境・景観保全と生物多様性に資する

環境保全型農業への波及による農薬・化学肥料使用量の削減

都市住民を巻き込んだ里山保全や生きもの調査

(6) グリーン（田舎）ツーリズムが広がる

農家レストランやオーガニックカフェ、農家民宿

米・酒プロジェクト、大豆トラスト、地ビールチャレンジ、アルコールツーリズム

生徒・学生の農業体験

(7) 地域に誇りを取り戻す

農山村に価値を見出す移住者の存在によって地域のよさを再確認

自然、環境、地元の味、人と人の暖かい関係性は最大の豊かさ

第 2 部

事例発表とパネルディスカッション

有機農業が地域に広がることのメリットを考える

事例発表者

菅野 正寿（福島県有機農業ネットワーク）

田下 三枝子（埼玉県、風の丘ファーム）

村山 邦彦（三重県、伊賀有機農業推進協議会）

パネラー

大江 正章、日並 洋一郎（農林水産省農業環境対策課）、山下 一穂（有機農業参入促進協議会）、事例発表者

コーディネーター

波多野 豪（三重大学）

福島県では、有機農業の推進体制を整備し、全県下で有機農業を推進しています。

事例発表では、地元福島県内の有機農業に関わる関係者のネットワーク代表であり、二本松市東和地区で有機農業を実施している菅野正寿氏から、「3.11」以後の福島県の現状と有機農業を核とした地域の活動を、埼玉県小川町で有機農業を実施している風の丘ファームの田下三枝子氏からは、有機農業を志す女性就農者の事例をもとにその特徴と役割を、三重県の伊賀有機農業推進協議会の村山邦彦氏からは、伊賀地域の有機農業推進の取り組みを、紹介していただきます。

パネルディスカッションでは、日本有機農業学会理事など有機農業の推進にさまざまな場面で活躍されている三重大学の波多野豪氏にコーディネーターをしていただき、基調講演者、事例発表者および農林水産省農業環境対策課の日並洋一郎氏、有機農業参入促進協議会の山下一穂氏をパネラーに有機農業が地域に広がることのメリットについて、会場の皆様を交えた意見交換を行います。

これから有機農業をはじめようと考えておられる方、地域農業の活性、まちづくりを考えておられる方の参考となることを期待しています。

有機農業による地域の力と市民の力

～持続可能な共生の時代へ（福島第一原発から 50km の報告）～

菅野 正寿

NPO 法人福島県有機農業ネットワーク代表

1. 東日本大震災原発事故から 3 年目の福島の現状

- 福島県内に 9 万人、県外に 5 万人が避難している平時ではない異常な事態が続いている（福島県の人口 190 万人）。
- 仮設住宅、借り上げアパートでのストレスが限界、災害関連死が 1,600 人。
- 地震、津波被害の農地復旧がすすまない（がれき、塩害、水没など）。
- 低線量被ばく、内部被ばくなどの科学的検証がすすまない健康への不安に対し、長期的な健康医療体制が必要である。
- すすまない住宅除染（福島市 20%、二本松市 30%）。
- すすまない農地、山林、河川の汚染実態調査（農家は水田、畑の 1 枚ごとの実態を把握し対策をたてる）。
- 手つかずの山林除染（福島県の 70%は山林）。
- すすまない損害賠償、地域を分断する損害賠償（不十分な物的賠償、精神的賠償、20km、30km の線引きによる地域の分断）。
- 耕作放棄地の拡大（福島県の農地の約 20%、作付制限が農家の心の制限に（作付制限・自粛の水田が 19,500ha、果樹栽培 226ha 減少））。

2. 農家住民と大学研究者による共同の実態調査で見えない放射能の見える化

- 2013 年福島県玄米全量全袋検査の結果、99.99%が 25Bq/kg以下。野菜類においても耕して作付したものは不検出。
- ただし、野生きのこ、原木しいたけ、山菜類は出荷制限が続いている。落ち葉が腐食しカビが（糸状菌）セシウムを吸収していることわかってきた。栗、柿、梅、ゆずなどの永年作物からも放射能が移行している。つまり山林の汚染は深刻である。
- 山林やダムから流れる水を利用する水田において用水に含まれるセシウムが稲に移行する影響が検証された。この用水対策は今後も続く。
- 粘土質と腐植の複合体である肥沃な土壌、つまり多様な土壌微生物の多い有機的な土づくりが農地再生の光りであることが実証されてきた（セシウムを強く土中に固定化する）。

3. 農村と都市市民（NPO、NGO）、大学研究者、企業との新しい関係

－支援から地域資源を活かした共生の関係へ－

- 市民団体と企業支援による福島県有機農業ネットワークのアンテナショップオーガニック・コミュニティカフェ「ふくしまオルガン堂下北沢」を首都圏にオープン。有機農産物の販売、食の提供、避難している方のコミュニティづくり。
- 被災した酪農家を雇用した復興牧場「ミネロファーム」（160頭の乳牛）は、エコファーム（環境共生型農園）をめざす（NPOと企業支援）。
- 津波で被災し塩害の農地に有機の綿花を栽培し、都市市民とのツアー企画をすすめる「オーガニックコットンプロジェクト」（いわき市）。
- 企業支援により津波で被災した水田に復興組合を立ち上げ、43haに大豆を栽培し、みそや豆腐の加工をめざす「純国産大豆プロジェクト」をすすめる「飯豊ファーム」（相馬市）。
- 会津地域の特性を活かした、太陽光、水力、地熱、バイオマスなどを住民主体で電力の「地産地消」をすすめる「会津自然エネルギー機構」の設立。

4. 農の持つ公共的役割と多様な価値が持続可能な社会をつくる

- 放射能に農地も山林も汚染され荒廃した光景をみてあらためて、美しい水田（ダム機能）と里山の原風景こそ農の営みの力であること。さらに山林からのミネラル豊富な水が海の豊かな漁場をつくる多面的機能の役割があること。
- 福島第一原発から16kmの避難地域で有機農家が試験田を栽培し、周辺が雑草のなか、その水田の稲穂の上にトンボが飛んだ。その感動は、まさに農家はコメや野菜づくりだけではなく多様な生き物たちの環境もつくっているということ。
- 放射性セシウムを吸着固定化し農産物への移行を低減したのは、多様な微生物の豊かな有機的土壌であり、土の力に感動した。この健康な土が健康な作物、健康な身体を育むこと。
- 農家の内部被ばく調査のなかで、米、野菜、小魚、納豆、豆腐など旬の日本型食生活の福島県産を食べても不検出となっている。免疫力を高め、長寿国日本をつくってきた日本型食生活こそ命と健康の源であること。「和食」がユネスコから無形文化遺産の登録をされた。その地域資源を活かした農的役割こそ文化遺産というべきである。
- みそ、しょうゆ、納豆、豆腐などの加工やくらしに必要な技を農村にとりもどすことが働く場をつくることになる。
- 太陽光、水力発電、バイオマスなど再生可能エネルギーと山林再生を住民主体で取り組むことにより地域に雇用を創出する。
- 多品目生産のアジア的循環農業のなかで、子どもたちからお年寄り、障がい者、新規就農者も含めた多様なコミュニティが育まれる農村の価値の見直し。自給的なくらしを地域営農で支え合う支援こそ求められる。

- 福島の農業の復興は大規模農地整備や大規模メガソーラーや植物工場の方向ではなく、地域コミュニティを大事にした住民参加型の復興でなければならない。くらしに必要なモノをつくりだす力、都市市民、大学研究者、企業などとの連携による共に支えあう力が結びついた人間的な絆が、冷たい競争社会ではなく、温かい世直しの力になると考える。

風の丘ファーム（田下農場）の 女性研修生とその後の就農について

田下 三枝子

農業生産法人（株）風の丘ファーム

1. 女性研修生とその後の就農事例

風の丘ファームは法人化する前の田下農場時代から23年間、有機農業を志す青年を農業研修生として受け入れてきました。長期研修生（6カ月以上）61名のうち、女性は14名、そのうち研修後、農業経営者または農業就労者として有機農業にかかわっている人が9人になります。



事例1（Iさん、62歳、小川町）

1991年に研修、体が弱く研修中から体調を崩すことが多々あっても、自分の体を治せるのは農業をすることだとの信念があり、翌年小川町に就農、映像フリーランスの夫君とともに田畑を耕し現在の経営面積は田28a、畑20a。有機農業の広がりやそれに関わる人の気持ちを支えようという気概のある人柄で、若い人や同年代の人で農業に関わりたい人の世話を体や生活に無理のない範囲で実施している。

事例2（Aさん、44歳、小川町）

1999年に研修、体が丈夫で作業をばりばりこなす人である。研修終了後、介護の仕事につくが、2003年に結婚と同時に小川町で農業を開始。2児の子育てをしながら着実に経営の充実をはかり、現在はコンサルタントの仕事を持つ夫君とともに畑50aを有機農業で経営している。育児もおやつ作りをするなど熱心で、子供たちの農業への関心をたかめる教育をしようと努力している。

事例3（Kさん、31歳、ときがわ町）

2006年に研修後、田下農場で出荷作業のパートに入り、その合間に数畝の畑を小川町で耕作しはじめる。女性一人で、しかも機械の操作や運転が苦手、石油エネルギーに頼りたくないという信条もあり、鍬・マンノウによる耕耘で人参、生姜、赤オクラなど品種をしばって少ない面積で経営。2011年に結婚後ときがわ町に移住、12年に出産、14年春より保育園に預けて畑作業を夫君とともに拡充する予定。現在の経営面積は畑65a、専業。

以上3例とも小川町・ときがわ町ではじめた人ばかりです。

事例 4（I さん、38 歳）

1998 年に大学卒業後に研修、動物が好きで研修中も鶏の世話をよくしていた。1 年後実家の広島に帰り就農、現在平飼い養鶏 400 羽、田んぼ 5 反、ブルーベリーなど果樹 1 反。卵の出荷先は 8 割個人への定期配達、1 割飲食店、1 割直売所へ販売。米は個人への予約販売。加工はジャム加工と、鶏肉・合鴨肉の販売。就農と同時に出荷先をすぐ確保、その営業力は素晴らしいものがある。独身。

ほかにはここで研修中に知り合った同志で結婚・就農した人が 3 人で、静岡県、山口県、北海道にそれぞれ就農しています。

あとは、広島県の農家に嫁いでみかん畑の経営をしている人が 1 人、小川町で有機農業を営む農家で就労している人が 1 人です。

2. 女性有機農業者の特徴

- 環境問題、健康問題、さらに文明化された生活の在り方への疑問など問題意識が高いので、有機農業を営もうとする意志力は非常に強いです。農業生産による販売額よりも自給自足や手作りのものを豊かにつくっていくことを大事にしています。
- 理想とする有機農業のあり方に収入面で不安があるのが、なかなか足を踏み出せない要因になっています。結婚して夫とともに経営する、または別の収入源をもつ夫とともに経営する例が多くなっています。
- 機械作業、車の運転が苦手な人が多いので、その練習とスキルを高めることにより、より多くの面積をこなし、また収入を確保できる可能性があります。
- 女性はその性質上、農業経営とともに育児・家事の 3 立（両立ではなく）を余儀なくされており、それが楽しみでもあり、また辛い面でもあるのが女性たるゆえんです。育児が終わると次には介護もあります。育児サポート、介護サポートさらには家事サポートなど上手に利用して農業経営を充実できるようになるとよいです。
- 有機農産物を購入する人は圧倒的に女性の方が多いので、その心をつかんで、提携や販売をするにあたり、商品のアピールをしたり、お便りなどの情報を提供したり、また包装を工夫して販売に貢献出来るのも女性です。

3. 総括

女性は産む性であるがゆえに、土や環境を破壊する農薬や化学肥料・除草剤を使っちゃいけないということを感じて強く理解しています。ですから有機農業を志す女性は非常に強い意志をもっています。たとえ収入面でマイナス面をもっていても、それを乗り越える価値があるということを分かっています。

小川町の場合、おのこの規模は小さくても、ここで有機農業をしながら生活を形づくっていかようとしている人が確実に増えています。関わる人数が増えたときに何が出来るかは未知数ですが、いろいろな可能性を秘めています。



小川町の有機農業者が取り組みたいことはたくさんあります。たとえば有機農産物による学校給食の提供、有機農産物の直売所の設立運営、安定した販売先の確保などです。それには安定した高品質の有機農産物の生産が課題になります。

どの場面でも女性には大きな責務を担っており、女性ならではの功績も期待できます。そのためにも意志のある女性農業者を仲間として育てていきたいと思っています。

有機農業が地域社会に投げかけるもの

～三重県・伊賀地域の取り組み事例報告～

村山 邦彦

伊賀有機農業推進協議会

1. 伊有協の設立経緯

伊賀有機農業推進協議会（伊有協）は2010年3月、三重県伊賀市、名張市および周辺地域の農業者や消費者、小売店や飲食店その他の流通業者、大学や高校、医療、行政など、有機農業を広めようとする様々な関係者が連携して設立されました。有機農業推進の活動を通じて地域全体で持続可能な社会を目指す「オーガニックタウン伊賀」を具現化すべく、様々な取り組みを展開しています。

伊賀地域は古くから有機農業が盛んな地域で、40年以上取り組んできた生産者や農業関連団体がいくつも存在し、全国的に名の知れた高い技術レベルを持つ篤農家もいます。そうしたベテランの指導を受けて独立した次世代の若手の層も厚くなってきています。それぞれの農家が個性的でカラフル、ネタの尽きることがないエリアです。農家数にして40軒以上、野菜や米、茶など、有機農産物（有機JAS認定不問）の総生産額は2億円前後。

その密度の濃さのわりに一般にはほとんど認知されておらず、地元でも伊賀が有機農業の盛んな地域であることを知る人は決して多くありませんでした。生産者ら数人でグループをつくり、契約栽培のかたちで限られた客先と閉じたサークルを形成してきたことが理由の一つでしょう。有機農産物に対する需要は安定していて、一般向けに広く宣伝する必要はありません。それぞれ強い想いを持って独自の活動をしているから、生産者同士がグループを超えて交流する機会も少なかったのです。

加えて外から移住してきた新規就農者らは地域社会との繋がりが薄く、有機農業特有の反体制的なポジション（資本主義や権力、文明への批判）ゆえに行政や農協との関わりも少ないので、公的なバックアップは受けづらい。我が道を行く頑固な変わり者（関西でいう「へんこ」）たちがバラバラに活動し、地域全体を巻き込む動きに繋がっていませんでした。

それでも技術交流、出荷の助け合いやマーケットの開催、新規参入者の受け入れなど、地域の有機農業の発展を考えれば、連携が大きな意味を持つのは明らかです。そうしたビジョンを持った関係者の粘り強い呼びかけで話し合いが繰り返され、伊有協の設立構想が練られていきま



した。設立に際しては、伊賀市に拠点を置く全国的な農業者組織で、長らく有機農業の推進に尽力してきた社団法人全国愛農会（名前は当時）が事務局として中心的な役割を果たしました。

設立当初は消費者や自給的な農業者を中心に、定期的に集まって意見交換をしたり、健康や食の安全に関する講演会を開催したり、繋がりを醸成するための緩やかな市民運動的な活動が展開されました。しかし、設立から数ヶ月後、国の産地収益力向上プログラム（有機農業地区推進事業）の事業実施が決まると、活動を取り巻く状況が大きく変わっていきました。

このプログラムは有機農業を組織的に進める「産地」の形成・強化を目的とする助成事業で、有機農産物の生産拡大に関する数値目標が設定されます。その目標を実現するための長期戦略（ロードマップ）が描かれ、その下に生産技術、販売戦略、人材育成などに関する事業計画が組み込まれています。（本年度の事業計画は参考資料 1）この補助事業を梃子にして様々な活動を展開するなかで、伊賀の有機農業の取り組みは地域社会を巻き込むうねりを創り出しつつあります。

2. 伊有協の主な活動

有機農業の推進に関わる①生産技術、②販売促進、③人材育成、④事務局機能の 4 つの分野での特徴的な取り組みを紹介いたします。

(1) 生産技術

伊有協では「地力（可給態窒素）測定プロジェクト」と称して、土や肥料（堆肥）に含まれる有機態窒素の実効成分を簡易に測定（または推定）する方法と、それを施肥に生かすノウハウの検討を続けてきました。共同研究の形で県や大学の協力も得て、十数軒の農家に測定キットを配布し、施肥への活用を試みる実証プロジェクトも行っています。（基礎となった技術は参考資料 2・農研機構提案の地力の簡易測定法）

この取り組みは、通常公の研究機関や専門の農業コンサルタントが主導する研究開発を現場の農業者らが企画運営している点で画期的といえるでしょう。これは製造業者が自社で研究開発するイメージに近いものです。現場に焦点をしばった実用性の高い技術に注力できる半面、経営体力の弱い小農家の集まりゆえの運営上の厳しさはあります。今後は計測器メーカーなど企業に提携を呼びかけ、施肥設計システムの実用化と普及を目指す方針です。

(2) 販売促進

伊賀地域の有機農業に対する認知向上を狙ったイベント「伊賀オーガニックフェスタ」を早い段階から開催し続け、これが徐々に地域に根付きつつあります。有機農産物の販売はもちろん、自然食品や手芸品などを扱う小売や飲食の店舗出展を募り、楽しさや人のつながりを大切にするイベントづくりをすすめています。

同時にブランド化や農産加工品の開発にも積極的に取り組んできました。農業者や加工業者らが集まって販促部会を立ち上げ、アイディアやノウハウを出し合う賑やかな企画会議や試作を繰り返すうちに、様々なクリエイティブな発想が生まれました。2013 年秋にはこの部会の活動を母体として、会員生産者らが出資して新たな販売組織を設立しました。→ 株式会社へんこ

(3) 人材育成

伊賀地域にはもともと名の通った農業団体や生産者が多いため、農業を始めたいという人が集まってくる素地があります。しかし長期の研修先を探す際、師弟の相性が合う・合わないは当然ありますし、一つの研修先に留まると視野が狭くなる面も否めません。そこで伊有協の幅広い生産者のネットワークが生きてきます。協議会が一役買って間を取り持ちながら、研修を受け入れる農家同士が情報交換を行い、研修生の希望に応じて研修先の変更・ローテーションなどを行っています。

また、就農を目指す研修生や若手農業者らに対しては、植物生理や施肥に関する基礎講習会を常設しています。1 サイクル 6 回の内容で年 2 回、誰もが参加できるかたちで 4 年にわたって開催され、その修了者は 100 人を優に超えました。去年は忙しい農家や遠方の人のために、オンラインでのストリーム配信もはじめています。（伊有協ホームページ）

(4) 事務局機能

伊有協の事務局では、会員や外部からの様々な問い合わせや要望に対応する窓口業務、情報収集や発信、会員の生産状況の把握、事業運営に関する諸事務などを行っています。

こうした機能は連携を維持するためには非常に重要ですが、現実には専門的な事務局員を抱える余力のある組織や行政でないと荷が重い面もあるのは事実です。

伊有協では設立から 2 年の間、農業講座や有機 JAS 認証などの事業を行っている全国愛農会が事務局を担ってきましたが、最終的に事業のメリットを直接受ける生産者自身が運営する形へと移行していきました。個人農家であった私が農場を法人化し、伊賀ベジタブルファーム(株)を立ち上げた背景には、伊有協の事務局機能を充実させることで、伊賀地域の有機農業者らが持つポテンシャルを一気に開花させたいという狙いがあったのです。

3. 農業者連携 → 農に関するトータルソリューション提供組織へ

農業の現場に携わっていると、個々の生産者が技術力や営業力を磨くだけではどうにもならない課題にぶつかることが少なくありません。価格決定権ひとつとっても、小規模な経営体では生産者が原価をきっちり価格転嫁するのは厳しいのが現状でしょう。単独でブランド化をはかって成功している事例は華々しく語られますが、それはごく限られた「勝ち組」の話。こつこつ真面目にやっている生産者の経営環境の改善について、業界全体でもう少し語られてよいと思っています。

流通の目線では、技術水準をクリアしたうえで、年間通じて安定的にまとまった量を供給でき、窓口事務対応がしっかりできる産地が評価されます。そうした機能を持つには生産者の連携した組織の存在が不可欠で、組織の優劣が生産者の懐具合に直結します。単独で思い切った大規模化を図るのでなければ、生産者同士がどんな連携を進めていくかが生き残りの鍵を握るのです。関西の有機農業者は他地域に比べてクセのある人が多いためか、こうした連携がなかなか上手くいかない面がありました。

日本の農業には総生産額と同額規模の税金がつぎ込まれています。様々なかたちで提供される補助金の「下駄」を履くかどうかで競争力は大きく変わります。ただ、業界内での補助金の配分には組織力・政治力が大きくモノを言うことは否めません。最近では浅く広く配るより、政策意図を反映して少数精鋭に注ぎ込む「戦略的えこひいき」が一般的になってきました。今後は農業予算の縮減が見込まれるなか、組織の情報収集能力やプロジェクト企画・運営能力がますます問われるようになるでしょう。

有機農業者の場合、利益追求を第一優先とする人はむしろ少数だと思われます。環境への配慮、多様な生態系の保持、豊かな人間関係づくり、持続可能な社会の実現など、生産・販売方式の選択を通じて何らかの社会的課題の解決を目指す人が中心になっています。産地形成や補助金に消極的な人もいますが、現実には様々な社会的課題に取り組むには情報やお金の流れをつかむ必要があるし、そのためには多様な主体が共存できる枠組づくりが欠かせません。

今の御時勢、モノづくりだけにしか目がいかないようでは、先行きは厳しいでしょう。実際に畑に足を運んでもらい、イベントを行ったり、インターネットを活用して紹介動画を公開したり、様々な形の情報提供が今後はますます重要になると思います。大切なのは、モノを生み出しヒトに届けるプロセス全体、つまり「コト」をどうつくっていくかです。

農産物をつくるヒト、運ぶヒト、手渡すヒト、調理するヒト、食べるヒト、そのリレーを様々な形で支えるヒト。人の輪をつなぎあわせ、よりよいカタチを目指すには、全体に心配りを続ける「ファシリテーター」の存在が必要です。自分たちの想いや活動をいかにうまく伝えるか、「ストーリー性」が重要性を増す今だからこそ、「顔の見える関係」を重視してきた有機農業者らはこれまでの経験をチャンスに変えることができるはずです。

伊有協という農業者連携の取り組みのなかから立ち上がった株式会社へんこは、今後、そうした「ファシリテーター」の役割を中心となって担っていくべき組織です。まだまだ立ち上がったばかりで軌道に乗るには少し時間が掛かりそうですが、農業や地域に関わる様々な課題と向き合い、新たな仕組みを提案／実現していく農業関連の「トータルソリューション企業」を目指していきます。意欲ある農業者らを支え、育てていくために、各地で地に足着いた活動を展開する生産者らと連携し、時代をリードする状況をつくっていきたいと思っています。

参考資料 1

伊賀有機農業推進協議会
平成25年度 実施事業概要

取組内容	目的
（１）事業推進	
① ＜産地調査＞ 地域内生産者・農産物に関する調査 取組紹介資料の作成	地域内の有機農産物の生産者・生産物を定期的に調査、把握することで産地収益力向上のための基礎データとすると共に、情報発信の材料とする。
② ＜先進地視察＞ 有機農業推進に関わる先進地視察 （鹿児島有機生産組合ほか）	他地域での取り組みを参考に運営体制の強化を図り、有機農業に関する技術の向上、地域農産物の品質向上やブランド化、また販路拡大に資する。
（２）安定供給力強化	
① ＜先端技術の開発・導入＞ 可給態窒素の簡易測定～施肥適正化実証試験 および周辺関連技術に関する情報収集	実効有機態窒素分の簡易測定に関する検討を進め、施肥設計技術を確立し生産安定化を図る。
② ＜技術普及＞ 技術交流・講習会開催・栽培マニュアル整備	地域の有機農業の技術マニュアル整備のため、アンケート調査や技術情報交換会、圃場見学などを通じて、生産性向上について継続的に検討～普及する。
（３）産地販売力強化	
① ＜産地形成のための体制づくり＞ 販売体制整備 （農産物一覧・カレンダー製作・実需者への情報提供）	産地内の生産者の連携を強め、品目や数量、品質、価格に厚みを持たせると共に、実需者等への有用な情報発信を行うことで、競争力強化と、販路開拓に繋げる。
② ＜有機農産物を利用した加工品開発＞ 加工品の試作・マーケティング	地域の有機農産物を利用した独自の加工品開発に取り組むことで、販路多様化、収益向上につなげる
③ ＜都市向け情報発信＞ ブランド形成（ロゴ活用等、ブランディング戦略展開）	ロゴマークを始め、地域の生産者や有機農業に関するストーリー性のある情報を発信し、全国的な認知向上を図る
④ ＜都市圏からの呼び込み＞ グリーンツーリズムの企画と試験運営	他の地域資源との連携をはかり、有機農業の現場を体験する仕組みを作ることで、観光を通じた農産物需要の拡大を図る。
⑤ ＜地域の有機農産物の認知向上＞ 有機農業推進に関わる一般向け講習会等の開催 （各種講演、料理教室、食育活動等） 学校給食への食材提供、オーガニックフェスタ開催	地域住民の有機農業に関する認知向上をはかり、有機農産物の購入促進及び地域内での活動定着に資する。
（４）有機農業者育成力強化の取組	
① ＜講習会実施＞ 新規参入講習会実施／有機JAS取得支援講座	有機農業に関連する基礎技術取得を容易にし、安定生産・定着促進を図るとともに、書類作成支援等の講習を通じて有機JAS取得に向けたハードルを下げる。
② ＜継続的な参入支援＞ 相談窓口の継続設置・就農フェア等へのブース出展、 対外的な情報コンテンツ製作、慣行栽培から有機への転換促進	地域内の有機農産物生産者及び関連団体と協力し、地域内における有機農業者の継続的かつ安定的な増加を目指す。

畑の地力を家で測ってみよう 生産者むけ



80℃保温機能付き電気ポット	¥10,000	初期投資 ¥17,350
① キッチンスケール(最小表示 0.1g)	¥5,000	
② 時計(ストップウォッチ)	¥2,000	
③ 50ml容 ネジ蓋付き抽出容器(80℃耐熱性、目盛り付きが良い、写真は遠沈管)	¥150	1点当たり ¥145
④ カップ	¥100	
⑤ スプーン	¥100	
⑥ 水(ミネラルウォーター) 100cc	¥10	
⑦ ろ紙 1枚	¥20	
⑧ チャック付ポリ袋 1枚	¥10	
⑨ COD簡易測定キット チューブ2本	¥100	
⑩ 塩化カリウム(食卓塩) 0.3g 土壌	¥5	



1日目(夕方5時頃保温開始)

- ① 電気ポットで、80℃のお湯を沸かす
② 抽出容器に測定する試料の名前を書く
③ 土壌をはかり、抽出容器に入れる

風乾土は3.0g、
生土なら4.0g

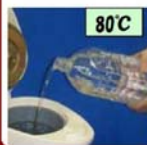
やけどに注意！ ⑤しっかり蓋をし、
カップを使いましょう 約30秒間激しく振り混ぜる
よく混ぜないと、
測定値が低くなります！

80℃に設定した通風乾燥機でもOK

⑥袋に入れ、空気を抜き、チャックをした後、紐でしばってお湯(80℃)の
入ったポットにいれて一晩おく

チャック確認！
ポット内汚れ防止

満水目盛りを超えないように！



※注意 ポリ袋がポットの蒸気口をふさぐと、不意に湯が排出され、やけどや故障のおそれがあります。このため、容器を入れたポリ袋の空気を抜いた後に、ヒモで縛り、電気ポットに入れたときにポリ袋の上端が満水目盛を超えないように湯量を調整してください。

2日目(翌朝9時頃に保温終了:16時間)

- ① ポットからとりだしてよく振り混ぜ、蓋を開けて室温になるまで2時間程度冷ます

- ② 塩(約0.3g)を入れて攪拌し、しばらくしてから上澄み液をろ過する

- ③ 希釈容器に、ろ液(10mL)と室温の水(40mL)を注ぎ(計50mL)、蓋をして混ぜる

- ④ COD簡易測定キットとストップウォッチを準備

COD簡易測定キット
バックテストWAK/KR-COD
(株)共立理化学研究所

温度計で液温を確認しておいたほうが良い



手の汚れは、
測定値に
影響します！

チューブ内の粉を吸
い込まないように！
むせます…(泣)

- ⑤ チューブ先端のラインを引き抜き、穴を上にしてチューブの下半分を強くつまみ、中の空気を追い出す

- ⑥ そのままの状態希釈液の中に入れる。つまんだ指を緩め、チューブの半分まで液を吸い込んだら、すぐにストップウォッチを押す。5、6回軽く振り混ぜて待つ

吸液量が多いと数値が高く、少ないと低くなります！

チューブ内の液色の変化: 桃→紫→緑→黄

- ⑦ 液温が25℃の場合、4分30秒後に標準色版に照合し数値を読み取る

液温によって反応時間が異なるので注意

- ⑧ 色が緑を帯びていたら(13以上)、10倍希釈液で測り直す

緑色になると、数値の判定が難しい…

可給態窒素含量(風乾土 mg/100g) = 測定値 × 希釈倍率 × (100/3) × (50/1000) × 0.034

※1 標準色版で読み取った値

※2 抽出液を薄めた倍数 5倍、10倍…

※3 土3gを100gあたりに換算する係数

※4 検水50mLを1gあたりに換算する係数

※5 判定色の数値を可給態窒素量に換算

※換算値のめやす

5倍希釈液で、数値が13

10倍 " " 8

20倍 " " 16

可給態窒素 = 4 mg (土壌100g当たり)



参考資料 3 伊賀ベジタブルファーム㈱の試み
環境影響評価指標（LCA）を用いた有機農産物の優位性をアピールする
プロモーション 特設サイトあり。 <http://iga-vegetable.jp> 参照

伊賀ベジの「1to1トマト」って何だ!?

伊賀ベジタブルファームで生産されるトマトは、化学合成農薬や化成肥料を使わず、旬の季節に手間ひまかけて作られたトマト。このトマトにかかる環境コストをLCA(ライフサイクルアセスメント)という評価法で計算すると、38キロカロリーのエネルギー資源の消費。ちょうどトマト一個の栄養カロリーと同じです。使ったエネルギーは光合成で作り出すから、ずっと持続可能。1to1トマトは人と地球の未来を考えた優しいトマトです。



お野菜って、実はたくさんのエネルギーでできている。

トマトをつくるためには、ハウスを加熱したり、トラクターを使うなど様々な場面でエネルギーが必要です。下の表は1トマトをひとつ作るのにかかる環境コストを産地別に表した図です。ひとつのトマトをつくるために数百キロカロリーのコストを使っているというコストがわかりますよね。

トマト1つ(200g)を生産するのに必要なカロリー



伊賀ベジトマトを使ったおすすめアイテム



Tomato Puree

トマトピューレ 375ml

保存料・化学調味料は使用せず、トマトそのものの甘味を活かしたトマトピューレ。トマトソースなどのお料理はもちろん、ジュースとしてそのまま召し上がっていただくこともできます。



Tomato Ketchup

トマトケチャップ 375ml / 200ml

伊賀ベジトマトをたっぷり使用した、ちょっぴりスパイシーなけど、甘味が口に残るとっても美味しいケチャップです。オムライスやナポリタンなど、幅広くお使いください。

有機農業の社会的波及効果

波多野 豪

三重大学大学院生物資源学研究科

はじめに：有機農業と六次産業化

有機農業は、地元の他産業と有機的につながることで実践可能となります。島根県での木次乳業（有）を核とする食関連産業の地域的展開、石川県での金沢大地（株）の大規模な豆・穀類栽培によって可能となった有機醤油、有機麦茶などの農産加工品、埼玉県小川町の有機豆腐、食・エネルギー関連の NPO 活動などにおいては材料の地元調達だけでなく、地域での雇用創出も実現しています。



京都府舞鶴市西方寺地区：獣害防止ゲートのさらに山側で営農する有機農家が有畜複合だけでなく、農産物加工も行っている

以上の様な生産者起点だけでなく、姫路市近辺で活動している産消提携団体は、加工品の材料調達を生産者まかせにせず、少なくとも無農薬で栽培された大豆

という条件で地元を求め、消費者起点からの有機豆腐の製造と消費の広がり形成了。現在では、各地の自然食品店や自然食レストラン、オーガニックカフェが、消費者も参加できる味噌づくりや大豆加工などの事業を通じて農家と消費者を結ぶ役割を果たしつつあります。

また、野菜作だけが有機農業ではなく、水稻は言うに及ばず、欧米では果樹や畜産、花なども広く有機栽培が行われています。それぞれに伝統的な食生活を保っている地域では、チーズ農家、ウサギ農家といった多様な営農が成立し、それらの農家が連携して消費者に地域の食材を届けています。

つまり、有機農業を行うことは、必然的に地域の製造業、加工業、流通業、飲食業、消費者との関わりを築いていき、それによって地域との関係だけでなく、農業者の主体性、営農の多様性を取り戻すこととなります。

1. 持続可能な農業への転換による生産環境の改善と生産意欲の向上

安全安心と言われる有機農業の価値は、できるだけ環境負荷を与えない栽培方法を実践していることであり、出来上がってくる有機農産物の安全性はその結果に過ぎません。農薬は一定の分解期間を経た後の残留濃度よりも、散布時の濃度の方が高いのは当然です。消費者にとっては残留農薬の危険に関心が向きますが、農家の側が、安心して農作業ができる方法として有機農業を見直すことも必要です。

かつて、九州を中心とした減農薬運動では、虫見板という画期的な道具によって、虫を見ずに農薬を振っていた農家に、虫を見てから農薬を振るかどうかを決めるという主体性を取り戻すことができ、それが有機農業へのステップアップにつながりました。

環境保全型農業と有機農業の一体的振興を進めるという行政の方針は、有機農家よりも慣行農家への配慮から示されているように思われます。現状からできるだけ化学資材の使用を減らすという環境保全型農業を、本来の意味の環境保全を果たす農業へシフトするためには、有機農業の面的広がりを実現することが必要であり、そのためには新規就農を特定地域に集中的に受け入れるなどの方法も選択肢として現れてきます。



大阪府岸和田市塔原町：農家 37 戸中 12 戸が有機栽培に取り組み、農地の 8 割が有機栽培に転換済み

2. 地域資源の活用と「有機的な」関係の形成

一般に、有機農業への参入もしくは転換条件として挙げられるのは技術と販路です。有用な技術は研修などで学べたとしても、その後、営農を始めると、まず困るのが有機質資材の調達です。「有機〇〇」として販売されている資材を利用する手もありますし、実際にその方が多いでしょうが、有機農業の理念としても「地域で調達可能な資材の利用」は、優先順位の高いものです。利用可能な資材を求めることで地域との「有機的な」関係を築きあげていくことも可能です。

有機農業への取り組みが、堆肥自給運動や生ごみリサイクル運動への参画を促す事例も多く見られます。堆肥を自給することは、堆肥の良し悪しが農業および農作物の良し悪しを決めるという原点を思い起こさせ、農業者の主体性を回復することにもつながります。

地元の生産消費活動から産出される有機資材はほとんどが利用可能であり（生ごみ堆肥の利用は JAS でも認めています）、資材を求める有機農家の活動は、地域と有機農業を結び付ける機縁となります。実際に長井市のレインボープランに代表される生ごみリサイクルの取り組みにおいては、有機農家が地域資源循環のエンジンとなっています。

有機農家が地域循環システムを担う主体として位置付けられることはそのやりがいを支える意味でおおいに意味を持っています。農業後継者に必要なものは、まずは一定の所得が挙げられますが、所得だけならば他の産業からも得ることができます。農業を仕事として選ぶには、それ



三重県津市白山町：有機農家主催のコンポスト学校での堆肥材料搅拌作業

だけでなく、こうした地域を支えるというやりがいが必要であり、有機農業を通じて、資源循環や食育など、やりがいを実感しやすい事柄が見えてくると言われます。

3. 消費者との交流

かつての有機農業は、産消提携と呼ばれる特定の消費者との強い結びつきによって支えられてきましたが、特定の結びつきは、結果的に閉鎖的な関係を形成することにもなっていました。現在では、専門事業者に申し込むことによって誰でも宅配サービスを受けることができるようになり、一方で、従来の様な消費者団体の形成を期待できない状況において、新規就農者はその販路を個別に開拓しています。各地に増えている直売所を利用するだけでなく、同時に、定期的に農産物の詰め合わせを購入してくれる顧客の獲得も進めています。



三重県津市：農家の庭先での幼稚園児対象の生ごみ堆肥を教材にした食育活動

欧米の CSA（Community Supported Agriculture：産消提携と類似の方式）農家は多くがファーマーズマーケットとの両輪で農家経営を成立させており、月に数度のファーマーズマーケットでの購入では満足しない消費者が CSA に参加して常に有機農産物を利用するようになっています。（常設店舗型の日本の直売所でこうした消費者ニーズを拾うことは難しいかもしれませんが、有機農産物は露店型の市場の様な販売販路しか持たない状況でもあります。）単に出荷するだけでなく、安定的に付き合いを継続できる顧客を求めるための方法として直売所を位置付ける姿勢も必要であり、安定的に食材を調達できる関係を求める消費者も増えつつあります。

また、地域で食育を実践する際にも、安心して子供たちを連れて行ける圃場は有機農家のところ です。

おわりに：地域のつながりの再構築

地域社会の面から見ると、以前は、有機農業を実践してきた農家と慣行農家との間には、経営的なつながりがあまり見られませんでした。現在では、有機農業が実践されている地域として流通関係者や消費者に認知が広がることによって、新規就農者の受け入れ拡大や慣行農家からの転換にもつながる事例が見られます。有機農業は、耕畜連携をはじめとして、地域に文字通りの有機的なつながりを再構築していくものと言えるでしょう。

参考資料

ゆうきの里東和と現地視察先の紹介（武藤正敏）

有機農業の推進に関する基本的な方針（案）

有機農業の推進に関する現状と課題（農林水産省農業環境対策課）

福島県有機農業推進計画（福島県農林水産部）

福島県有機農業推進の取組について（福島県環境保全農業課）

先進事例に学ぶ有機農業推進のポイント（未定稿）（藤田正雄）

有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業の研修受入先をご紹介します

有機農業公開セミナー開催一覧

ゆうきの里東和と現地視察先の紹介

武藤 正敏

NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会 事務局長

1. ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会の活動

■目的

この法人は、阿武隈山系東和地域の自然豊かな里山の恵み、歴史と文化・景観を保全し、地域資源循環のふるさとづくりを推進し、顔と心の見える交流を通じて、誇りと生きがいを持って、住民福祉と健康増進をはかり、住民主体の地域活性化を目的とします。

■事業内容

1. 特産品加工推進事業（桑・イチジク・リンゴなど加工品）
2. 展示販売事業（道の駅ふくしま東和）
3. 店舗出店事業（市街地大型店・東京各区民祭りなど）
4. 食材産直事業（学校給食・宿泊施設）
5. 堆肥センター・営農支援事業（ゆうき産直・東和げんき野菜）
6. 交流定住促進事業（福島県ふるさと暮らし案内人ほか）
7. 生きがい文化事業（民話茶屋、しめ飾り、竹細工、陶芸など）
8. 健康づくり事業（健康講演会・健康相談会ほか）
9. 災害復興プログラムの推進

■里山の恵みと人の輝くふるさとづくり

「田畑が荒れれば心も荒れる」と言われます。私達は未来の子供たちにふるさとの原風景を伝えて人と人、人と自然の触れ合う輝くふるさとづくりをすすめています。

有機農業による土づくり、有機的な人との関係をつくり、勇気をもって挑戦するのが「ゆうきの里東和」の目指す姿です。

次の、3つの再生に取り組んでいます。

◆地域コミュニティの再生

道の駅を拠点として先人の技と知恵を活かし、高齢者もいきいきと元気な地域を再生しています。新規就農した若い世代も参入し、人と人による活性化が進んでいます。協議会では福島県ふるさと暮らし案内人窓口、また福島県あぶくま住みたいネットなどを通じて定住二地域居住のわかりやすいガイド役を担っています。



◆農地の再生

土づくり＋地産地消地元産のげんき堆肥を中心とした真面目な土づくり、耕作放棄された里山をひとつずつ再生し新規就農する人々も交え野菜、桑、エゴマ、麦畑などに甦らせています。地元で採れたものを主に食べる里山の生活を見直しています。

◆山林再生

田畑に流れる水は山林が荒れると枯れてしまいます。山の整備は大変重要です。子孫に伝えられる様、間伐材の薪・炭、落葉の堆肥など山の恵みを活用します。平成21年、長年の取り組みに対し、大きな賞を2ついただいています。



2. 見学先の紹介

(1) 道の駅ふくしま東和

平成12年度に中山間総合整備事業で建設した農村活性化センターを平成16年8月に国土交通省から県内11番目の道の駅として認証を受けました。

平成17年12月の市町村合併を機に、道の駅ふくしま東和（東和活性化センター）を特定非営利活動法人ゆうきの里東和が指定管理を受けて管理しています。

道の駅ふくしまでは、農産物の直売所、手づくりのアイス販売所「ナチュレ」、食堂「みちくさ亭」などのほかに、加工施設等も整備されており、直営による加工品づくりも行っています。

また、会議室や調理実習室、体験加工室も併設されており、体験や研修・視察等の受け入れをしています。



(2) 災害復興プログラム

1) 放射能汚染対策実証圃

三井物産環境基金、東京農工大、新潟大、茨城大、横浜国立大、福島大など、各大学や企業等の協力により多様な放射能の影響を調査していただきました。

協議会の理事や会員のほ場を実証圃として提供し、水稻や野菜等の調査を行っています。特に、山林、水田、畑、桑、タケノコ、大豆などの農産物やハセ掛けの影響、落葉の影響、農産物への移行、水



生生物、動植物などについて、調査していただいています。

2) 農産物測定

三井物産環境基金や企業等（プレマ、カタログハウス）の支援を受けて、平成 23 年 8 月から測定を開始して、25 年度の 4 月から 1 月までに、2,103 件を測定しました。平成 23 年度は 1,512 件、24 年度は 2,641 件で、総測定件数は 6,256 件となっています。

平成 23 年度と比較して、24 年度、25 年度は検出限界値を超える作物はほとんどありません。検出限界値以下の農作物が多い中、山菜や乾物野菜等に基準値を超えるものが時折散見されます。

農産物の測定をしっかりと継続的していくことが重要と考えていて、経費的な負担や農家の精神的負担が伴いますが、安全性の確認のためには不可欠なものと認識しています。測ることが当たり前となっていることに情けなさを感じています。

3) ホールボディカウンター

ヒトへの影響を調査するため、農家の会員のうち 3 分の 1 ほどの約 50 名について 4 回の検査を行いました。

総体的には当初の測定値より、下がっている傾向にあります。稀に前回は上回る人もいましたが、放射能物質が高い食物を摂取したという、明確な原因がわかる人もいました。食べ物からの内部被曝が大きな要因といわれることから、測ったものを食べる、測って食べることが体内に放射能物質を取り入れない対策の一つと考えています。

(3) 新規就農者

市町村合併以前から二本松市東和地域では、新たに東和の地で農業を営んでみたいという人達を受け入れし、多様な支援をしています。

指定管理後には「特定非営利活動法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」がこの分野に積極的にかかわり、新・農業人フェアへの参加等により情報発信に努めています。

震災後は、新規就農や定住希望者がいませんでしたが、平成 26 年度には 6～7 人が東和地区で就農や定住をしたいとの意思を固めているため、新規就農者研修事業の採択申請や空き家の提供、農地流動化、営農指導等の支援策を講じていくこととしてあります。

新規就農等で定住した方々のノウハウや人脈は地域に活力を見出してくれることが多いことから、引き続き交流や情報交換を行いつつ、相互の英知を結集した地域づくりを模索しています。

(4) 農家民宿

原発事故以来、福島県への観光客や交流人口は大幅に減少しています。

震災以前より、国体のカヌーや東和ロードレース大会等で農泊の推進を行ってきましたが、農家民宿の許可を得ての開業までには至っていない状態でした。

特に震災後は前述した通り、放射能という大きな環境問題があり、交流や滞在観光等は見込めないこととなってしまいました。



しかし、多くの大学等の調査や研究のために、東和地域で宿泊を希望したいとの声が高まってきました。

現状を認識しつつ、今できることから始めることも必要なのではとのことや、将来、中山間地域がもつ資源を活用した滞在型の癒しの場づくりなどを目指して行くべきとの考え方から、東和地域グリーンツーリズム推進協議会が主体となり、協力者を集い平成 23 年度に 5 軒、24 年度に 5 軒、平成 25 年度に 4 軒、合計 14 軒の民宿が開業しています。

平成 25 年度の 4 月から平成 26 年 1 月までの宿泊者は、990 名余となりました。

今後は、農業体験、郷土料理、農家の暮らし、農村文化などは勿論、東和地域にこだわることなく、二本松市、福島県の四季折々の観光などとも融合させた、東和流のスタンスによる交流事業の展開により、滞在型のグリーンツーリズムを目指しています。

特に、東和地域にゆかりの深い日本酒、焼酎、地ビール、ワインなどのアルコール類を楽しむ、大人向けのアルコールツーリズムなどを提唱しています。

(5) ワイナリー

酒飲み仲間の集まりの酒間のなかから発想した、ワイン造りの夢が実現しました。

阿武隈山系は有数の養蚕地帯でありましたが、輸入の増大や需要の低迷から斜陽化し、平成の一桁台で養蚕農家の大方が姿を消してしまいました。

遊休桑園の活用や東和地域の特産品を作りたい、自分たちの作ったワインを飲みたいという一心で「ふくしま農家の夢ワイン株式会社」を立ち上げました。

平成 24 年 2 月に東和ワイン特区を申請。平成 24 年 3 月に認定され、平成 25 年 7 月にリンゴのシードルが誕生しました。有志者 8 名でスタートさせた夢物語は現実のものとなり、各方面より関心が寄せられています。

新規雇用の促進、遊休施設の活用、遊休地解消、地域資源の循環に果たす役割が期待されているところであります。

(6) 他店舗販売強化

福島原発事故以降は風評被害による買え控えなどもあり、「フクシマ」の実態や農産物の測定などについて情報提供を行っています。

そのため、都市との交流促進の一環として、都市部の区民祭りなど多様なイベントに参加し、農産物の販売強化につとめています。

福島市内等の大型スーパーへも、販売促進について支援をいただいています。



有機農業の推進に関する基本的な方針（案）

有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成26年〇月〇〇日

農林水産大臣 林 芳正

有機農業の推進に関する基本的な方針

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。

有機農業推進法に基づき平成19年4月に初めて策定・公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）となった。その結果、我が国における有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつある。

こうした傾向を適切に助長することの重要性にかんがみ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、以下に掲げる事項に基づき、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

有機農業は、多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることが重要である。

このため、地域の気象条件・土壌条件等に適合した技術体系を確立・普及するための取組への支援を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。

また、先進的な有機農業者による就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の経営計画の作成への支援が必要である。

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれるとともに、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大を図っていくことが重要である。

このため、有機農業に関する技術体系の確立・普及や、農業者が有機農業

による経営を安定的に行えるよう、有機農業の取組が対象となる各種支援施策の積極的な展開を図ることが必要である。

また、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用が拡大するよう、有機農業者や農業団体等と、当該農産物の流通業者、販売業者又は実需者その他の業者とが連携・協力することによって、実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）や地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）を推進することが重要である。

3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産量・流通量を増加させ、当該農産物を消費者が容易に入手できるように多様な販売機会を設けることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、当該農産物の生産、流通、販売又は消費に関する情報の受発信を支援することが必要である。

さらに、有機農業により生産される農産物の生産及び消費の拡大に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を確保することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが必要である。

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要であることから、食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進されるよう取り計らうことが必要である。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、地域に固有な条件への適合が不十分であり、有機農業により生産される農産物の生産の

取組は未だ少ない状況にある。こうした状況にかんがみ、有機農業の推進に当たって、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する必要がある。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

これまでに、有機農業の推進に係る条件整備については一定の進捗が得られている。今後は、有機農業に従事している農業者に加え、有機農業による就農を希望する者や慣行農業から有機農業への転換を考えている農業者が相当数見込まれることに加え、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなどを踏まえ、国及び地方公共団体は、有機農業推進法に定める基本理念に即して、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとする。

このため、国、地方公共団体、農業者、消費者、実需者その他関係者に係る目標を次のとおり定める。

2 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれ、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業の一層の拡大を図ることとする。このため、おおむね平成30年度までに、現在0.4%程度と見込まれる我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を、倍増（1%）させる。

(2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業については、基本的な技術の体系化が進捗していることから、今後は、地域の気象や土壌特性等を踏まえ、地域ごとに導入が可能な技術の体系化を進めることが重要である。このため、おおむね平成30年度までに、都道府県において、主要な作物を対象に地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できるよう有機農業の技術体系を確立する。

(3) 有機農業に関する普及指導の強化

有機農業に関する技術及び知識は、地域の気象・土壌条件等に適合したものであることが重要である。当該技術及び知識の積極的な活用のためには、地域の先進的な有機農業者と連携し、その知見を活用することで、国や地方公共団体による研修をより実践的なものとする必要がある。このため、都道府県は、地域の普及指導センターや試験研究機関等に有機農業に専門的知見のある農業革新支援専門員その他の普及指導員を計画的に配置し、地域の先進的な有機農業者との連携を活用して普及指導活動を強化するなど、有機農業に関する普及指導体制を整備することとし、その整備率を、おおむね平成30年度までに100%とする。

（４）有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業に対する消費者の理解を一層増進することとし、有機農業が、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

（５）都道府県等における有機農業の推進体制の強化

基本方針及び有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）に基づく取組を全国各地において進める。このため、都道府県にあっては、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制の整備を一層促進することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに100%とする。また、市町村にあっては、各地域の有機農業の状況を踏まえつつ、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制を整備することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

（１）新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対して、これらの者が円滑に有機農業を開始できるよう、国及び地方公共団体における就農相談に加え、道府県農業大学校、有機農業の推進に取り組む民間団体等及び先進的な有機農業者による各種研修機会の拡大に努める。また、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に努める。

また、国及び地方公共団体は、その職員及び農業団体の職員に対して、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及び助言を行えるよう資質の維持・向上に努める。このため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力して、例えば、就農相談を受け入れる先進的な有機農業者に関する情報その他必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

（２）有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を推進するため、堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成

11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけるとともに、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言に努める。また、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等に関しても、有機農業者の必要に応じた支援に努める。

平成23年度から実施している環境保全型農業直接支援対策の活用により、有機農業者の支援に努める。また、有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、地域における有機農業の拡大のモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興の計画を策定した地域に対し、当該計画の達成に必要な支援に努めるとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であり、また、実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化の取組も重要となるため、地域ごとの慣行農業からの転換等の取組に対する支援に努める。

国及び都道府県は、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術等の講習や、優良な取組に関する情報の発信に係る取組への支援に努める。

（3）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

国及び地方公共団体は、有機農業者や農業団体等に対し、消費者や実需者との情報の積極的な受発信を行うよう促すとともに、eコマースの利活用や中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう働きかけに努める。また、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と有機農業者や農業団体等との間で行われる意見交換や商談の場を設定するなど、両者の一層良好な関係の構築の支援に努める。

広域流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の知識の習得及び制度の活用や、卸売市場における有機農産物等の取扱いの拡大を積極的に働きかけるよう努める。

さらに、国は、有機JAS認証の取得の維持及び拡大を図ることとし、これに係る手続の簡素化等の支援策を検討する。

地域内流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、インショップ（小売施設、空き店舗等に開設された店舗又はコーナーをいう。）や直売所等による取組を支援するとともに、6次産業化の取組及び地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組による消費の創出・拡大に向けた支援に努める。

2 技術開発等の促進

（1）有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び地方公共団体は、互いに協力して、試験研究独立行政法人、都道

府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を探求し、既に取り組まれている有機農業に関する技術の科学的な解明に取り組むよう努めるとともに、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立するよう努めることとし、併せて、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう努める。

また、国は、有機農業の初期の経営の安定に資するよう、例えば、ほ場環境や土づくりの状態を把握するための土壌微生物相等に着目した科学的指標の策定や、有機農業者が使いやすい土づくり等の技術を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に資する重要な研究課題を設定し、これを推進するよう努める。

地方公共団体は、地域条件に適した有機農業に関する技術の研究開発や、他の地域の試験研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。また、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における試験研究に反映させるよう努める。

（２）研究開発の成果の普及の促進

国及び地方公共団体は、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究開発の成果情報の提供に努める。

その際、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、試験研究機関、市町村及び農業団体等の地域の関係機関並びに先進的な有機農業者及び民間団体等と連携・協力して、有機農業者への研究開発の成果の普及に努める。また、有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対して、研究開発の成果や知見に基づく効果的な指導及び助言が行われることが重要である。このため、国及び地方公共団体は、先進的な有機農業者と連携して、農業革新支援専門員その他の普及指導員等に対して、有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修や提供情報の充実に努める。

３ 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。また、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に取り組むとともに、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成４年10月１日４食流第3889号）

に基づく農産物の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努める。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動と連携して、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置する等の所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針及び当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づきおおむね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映並びに推進状況の把握及び評価の方法を内容とする推進計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

(1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階において必要な施策を総合的に講じるこ

ととされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国は、これらの施策を担当する関係機関の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

（２）有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制の下、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

国は、地方公共団体、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする者の支援や、普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業に関するアドバイザーの導入について検討する。

（３）有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、試験研究独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者をはじめとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において、試験研究独立行政法人をはじめ、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握し、関係者間の情報共有や連携を図りながら、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

２ 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

３ 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、この基本方針については、平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。

有機農業の推進について

生産局農業環境対策課

平成 26 年 2 月

農林水産省

1. 有機農業の推進に関する法律等の制定・策定

- 有機農業を推進するため、超党派の議員立法により「**有機農業の推進に関する法律**」が平成18年12月に成立。
- 同法に基づき、農林水産省では「**有機農業の推進に関する基本的な方針**」(基本方針)を平成19年4月に制定。
- 基本方針に基づき、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組む。

目標 有機農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点

- 有機農業の技術体系の確立
- 有機農業の普及指導体制の整備(全都道府県)
- 有機農業に対する消費者の理解の増進(有機農業の取組内容を知る消費者の割合が50%以上)
- 有機農業の推進計画の策定と推進体制の整備 (推進計画は全都道府県、推進体制は全都道府県と50%以上の市町村)

主要施策

施策の区分	概要
有機農業者等の支援	①有機農業の取組に対する支援 ○地域における有機農業の技術の実証及び習得に対する支援 等 ②新たに有機農業を行おうとする者の支援 ○就農相談、研修教育の充実、就農支援資金の貸付けによる支援 等 ③有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援 ○直売施設等の整備に対する支援、流通・販売業者、実需者との意見交換、卸売市場流通における第三者販売、直荷引きの推進 等
技術開発等の促進	①研究開発の促進 ○有機農業に資する技術の探索、実証試験、研究開発 ②研究開発の成果の普及の促進 ○研究開発成果の情報提供、都道府県の普及指導センターを中心とした普及指導 ○普及指導員等に対する研修内容の充実
消費者の理解と関心の増進、有機農業者と消費者の相互理解の増進等	○インターネットの活用やシンポジウムの開催、優良な有機農業者の顕彰 ○食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の活動を通じた有機農業者と消費者との交流 ○民間団体等に対する情報提供、指導・助言、優良な取組の顕彰 ○地方公共団体に対する情報提供、指導・助言、職員を対象とした研修 ○有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の動向や取組事例などの調査

【法2条(定義)】

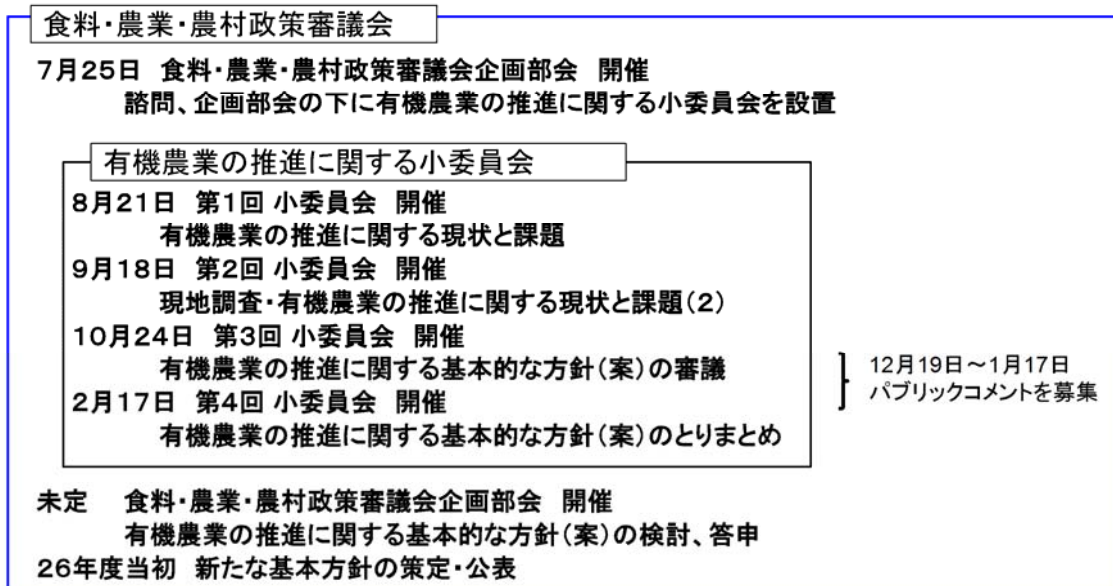
化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

1

2. 新たな有機農業の推進に関する基本的な方針の策定

- 有機農業の推進に関する基本方針については、平成19年から概ね5年間を対象としていることから、新たに策定することとしている。
- 基本方針は、有機農業推進法に基づき、大臣が食料・農業・農村政策審議会で意見を聞いて、定めることとされており、同審議会の企画部会に「有機農業の推進に関する小委員会」を設置し、調査・審議しているところ。

○ 基本方針の策定スケジュール



2

3. 有機農業の現状

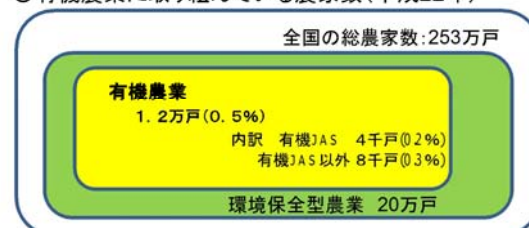
- 有機農家数は年々増加しており、平成22年には約1万2千戸となっている。
- 有機農業の生産面積は平成21年で1万6千haとなっており、農業全体の0.4%を占めている(推計値)。
- 有機農業面積シェアは韓国が1%となっているなど、我が国の有機農業の生産面積シェアは、国際的にも低い水準となっている。

○有機農家数の推移

年度	18	19	20	21	22
有機農家数 (内JAS認定)	8,764 (2,258)	10,045 (3,319)	10,981 (3,830)	11,323 (3,815)	11,859 (3,994)
前年度比		114.6%	109.3%	103.0%	104.7%

資料:平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

○有機農業に取り組んでいる農家数(平成22年)



資料:2010年世界農林業センサス
平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

○国内の栽培面積(平成21年)

有機農業	農業全体
1.6万ha(0.4%) 内訳 有機JASほ場 9千ha(0.2%) 有機JASほ場以外 7千ha(0.2%)	461万ha(100%)

資料:平成21年耕地及び作付面積統計
平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

国名	2011年面積割合(%)	国名	2011年面積割合(%)
イタリア	8.6%	韓国	1.0%
ドイツ	6.1%	中国	0.4%
フランス	3.6%	日本	0.2%(有機JASのみ)

資料:FOAM「The world of organic agriculture」

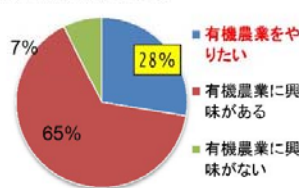
- ポイント
- ・有機農業の一層の拡大を図るため、有機農業の取組面積の割合を倍増(1%)させることを目標とする
 - ・引き続き、技術体系の確立、普及指導体制の整備、消費者の理解の増進、都道府県及び市町村における体制整備の目標を設定

3

4. 新たに有機農業を行おうとする者の状況

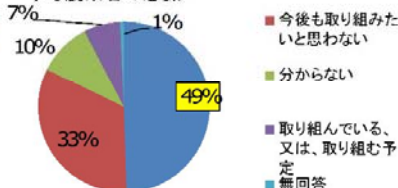
- 新規就農希望者の28%が有機農業による就農を希望、慣行農業者の49%は条件が整えば有機農業に取り組みたいと考えている。
- 消費者の有機農産物の購入に対する意識については、すでに購入している人が44%、一定の条件がそろえば購入したい人が55%と一定程度の需要がある。
- 新たに有機農業に取り組もうとする者が相当程度いる一方で、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加が見込まれることから、有機農業の一層の拡大が見込まれる。
- 一方、新たに有機農業を行おうとする者にとっては、技術習得を行える場所は少なく、また、新規就農に当たっての経営計画が立てにくい状況にある。

○新・農業人フェアにおける就農希望者の意識(H22)



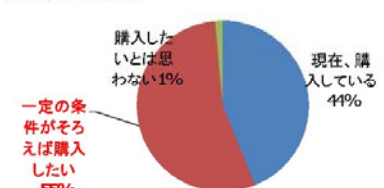
資料: 全国農業会議所調べ

○有機農業への取組に関する農業者の意識



資料: 平成19年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国アンケート調査

○消費者における有機農産物の購入に対する意識



資料: 平成19年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国アンケート調査

○県立農業大学校で唯一の有機農業カリキュラムのある島根県立農林大学校

- 【島根県立農林大学校】
- ・有機農業専攻のカリキュラムがある唯一の県立農業大学校。
- ・技術の習得については、先進的農業者のもとでの研修を行うことをカリキュラムに組み込んでいる。

○有機農業の研修受け入れ農家数

年度	22	23	24
受入農家	109	98	118

資料: 有機農業参入促進事業による

○有機農家数の対前年増加数
(百人/年)

年度	19	20	21	22
	13	9	3	5

資料: 平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書

○ポイント

- ・技術習得のための先進的有機農業者による研修受入の拡大
- ・有機農業による新規就農者等のための経営計画の作成支援
- ・青年就農給付金等、各種就農支援策を活用した支援
- ・就農相談を受け入れる先進的有機農業者に関する情報その他の必要な情報の提供

4

5. 有機農業の取組状況

- 有機農業の拡大のためには、マーケットのニーズに対応した、ロット形成、低コスト化が必要であり、一部の地域においては新規就農希望者や慣行農業者からの転換者により、産地化の取組がみられる。
- 有機農業の拡大に伴い、有機種苗の生産・供給の必要性が増大。
- 平成23年度に創設された環境保全型農業直接支援対策により有機農業の取組が拡大している。

山武市有機農業推進協議会(千葉県山武市)

生産者団体「さんぶ野菜ネットワーク」を中核に、契約栽培により地域全体で有機農業を実践。輪作体系への転換により品目数を増やすとともに、生産量、出荷時期を地域内で調整することによりロット化を図っている。また、新規就農者の受入を積極的に進めさらなる産地の拡大に取り組んでいる。



写真: さんぶ野菜ネットワークの集出荷場の様子

埼玉県小川町下里地区

地域の先進的有機農業者を核として、付加価値の高い農産物生産を目指し、下里地区において、平成13年に大豆の有機栽培に取り組みはじめ、現在は小麦、水稲を加えて地区全体で有機栽培に取り組む。生産した有機農産物は、近隣の酒造会社や豆腐製造業者が、慣行栽培に比して高い価格での契約取引をし、再生産を確保。



写真: 下里地区の有機畑

資料: 農業環境対策課調べ

○野菜の有機種子の採種について

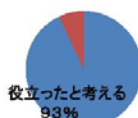
- ・有機種苗等はほとんど市販されていない。有機農業においては、種子は自家採種または慣行農業に使われる種子を利用。
- ・一部では、失いかけていた地域の在来種について、自家採種による種子の供給を確保し、地域ブランド化に取り組む有機農業者の事例がある。

○環境保全型農業直接支援対策の実施状況(ha)

年度	23	24	対前年差
有機農業	11,258	14,469	3,211

資料: 農業環境対策課調べ

○直接支援対策を評価している有機農業者の割合(平成23年)



注: 有機JAS農産物認定生産者・行管理者を対象として調査

資料: 有機JAS認定機関(1機関)調べ

○ポイント

- ・マーケットのニーズを踏まえたロットの形成等に対応するため、慣行農業者や新規就農者が技術等を習得すること等を通じた産地化の推進
- ・有機の種子又は種等の確保を図るための採種技術の講習や優良な取組に関する情報発信
- ・環境保全型農業直接支援対策の継続

5

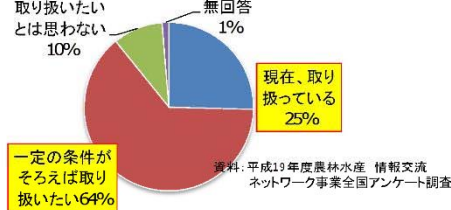
6. 有機農業により生産される農産物の流通・販売の状況

○流通加工業者等実需者の意識は、条件が合えば有機農産物を取り扱いたいという者が64%程度存在しており、有機農業者と実需者のマッチングを推進している。

○有機農産物の流通においては、従来の産消提携や宅配に加えて、eコマースや中食業者等の他業種と連携した販路拡大がみられる。一方、広域流通において主要な有機JAS認証については近年伸び悩んでいる。

○地域内流通については従来の産直などに加え、インショップや地場加工業者等との連携がみられる。

○有機農産物の取り扱いに関する流通加工業者の意識



一年を通して一定量が安定的に供給されること……63.1%
 価格がもっと安くなること……58.8%
 生産者が供給の量・時期などについて正確な情報が発信されること……42.4%

資料：平成19年度農林水産 情報交流 ネットワーク事業全国アンケート調査

○有機JAS認定農家数(件)

年度	20	21	22	23	24
有機JAS認定農家	3,830	3,815	3,994	4,009	3,837

資料：表示・規格課調べ

○マッチングフェアの成果

・オーガニックコスメ企業が、原材料として有機柚子を求め欧州輸出の商談成立。
 ・航空会社の機内食(米)を担当している問屋が、魚沼産こしひかり並のブランド力のある商材を求め商談成立。更に日本酒の原料米の取引も始めた。産地では生産量を上回る受注がきており、生産が間に合っていない。



写真：マッチングフェアの様子

○マッチングフェアの開催地、商談件数

年度	開催地	商談件数
22	東京	224
23	東京、大阪	259
24	東京、名古屋、大阪	922

資料：有機農産物マッチングフェア開催事業及び有機農産物価値理解促進事業による

○有機農産物の流通業界のできごと

- ・「NTTドコモ」と「らでいっしょぼーや」の資本提携(24年8月)
- ・「ローソン」と「大地を守る会」が業務提携(25年3月)

※ 有機農産物等の宅配を中心とした流通業者

○ポイント

- ・有機JAS認証等の活用や卸売市場での取扱い拡大の働きかけ
- ・有機農業の拡大に合わせて、有機JAS認証の活用を促進するため、取得のための手続きの簡素化を支援
- ・インショップや直売所等での有機農産物の取り扱い、地場の他業種との連携などによる多様な地産地消の拡大

6

7. 技術開発・普及の状況

○研究開発の成果としての「実践の手引き」、全国の有機農業技術を作物ごとに体系化した栽培技術指導書を作成し、普及指導機関等に情報提供。

○有機農業標準栽培技術指導書は、葉菜類、水稻、大豆、果樹及び茶について作成が済み、25年度は果菜類を作成。

○今後は、有機農業標準栽培技術指導書をベースとして、地域の気象条件や土壌条件に適合した更にキメ細かな技術体系化を進めていくことが重要。

○プロジェクト研究

(平成21年度～24年度)

先進有機農業事例の科学的解明

・水稻の有機栽培技術(抑草、病害虫抑制、養分供給、栽培管理) など

地域特性に適応した有機農業生産技術の構築

・東北地域などの寒冷地水田(雑草防除、病害回避) など

(平成25年度～)

有機農業を特徴づける指標の策定

・有機栽培の安定化に対応した生物的指標の抽出・策定 など

有機営農を早期に安定化させる技術開発と体系化

・レタス有機栽培における安定生産技術の体系化と経営評価 など

○プロジェクト研究の成果・普及



○有機農業標準栽培技術指導書の作成



写真：左 葉菜類等、中 水稻・大豆等、右 果樹・茶

○ポイント

- ・地域の気象・土壌条件等に適合した技術の確立
- ・新技術の導入効果、適用条件を把握するための実証等
- ・有機農業のニーズを的確に反映した研究開発
- ・省エネ、低コストや軽労化につながる技術成果情報の提供
- ・農業革新支援専門員等の研修内容等の充実

7

8. 消費者の理解と関心の増進、関係機関・団体との連携・協力体制の整備等

○国は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のため、環境保全型農業推進コンクールを毎年実施し、有機農業者や民間団体への顕彰を実施するとともに先進事例として情報を発信。
○地方公共団体、関係団体との連携・協力体制の整備のため、有機農業の推進に関する全国会議を毎年開催し、各種推進施策、推進状況の情報共有を行うとともに、連携・協力体制の先進的な取組事例を発信。

○ 環境保全型農業推進コンクール

- ・平成7年度から毎年度実施
- ・ブロック毎に表彰式を開催し、先進的取組事例を情報発信

平成24年度 優秀賞

生活協同組合パルシステム茨城

- ・消費者が参加して行う米の有機栽培体験を通じて、有機農業への理解を増進
- ・水田での生き物調査を通じて、有機農業による生物多様性の保全の理解を増進

平成23年度 優秀賞

愛媛有機農産生活協同組合

- ・生産地で有機農産物の栽培を手伝うことにより、有機農産物の単なる消費だけでなく、生産についての理解も深めている。



○有機農業の推進に関する全国会議の開催

- ・平成21年度から毎年度開催
- ・有機農業における各種施策、推進状況の情報共有
- ・連携・協力体制の先進的な取組事例の報告・講演
- ・有機農業の推進に関する意見交換



○ポイント

- ・食育、産消提携等による有機農業者と消費者の相互理解を引き続き増進
- ・新たに、国は地方公共団体、関係団体と連携・協力して有機農業を行おうとする者の支援や普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業の推進を支援するアドバイザーの導入について検討

8

8. 新たな基本方針(案)におけるポイント

1 有機の農業の推進及び普及の目標

- ・有機農業の一層の拡大を図るため、有機農業の取組面積の割合を倍増(1%)させることを目標とする
- ・引き続き、技術体系の確立、普及指導体制の整備、消費者の理解の増進、都道府県及び市町村における体制整備の目標を設定。

2 新たに有機農業を行おうとする者への支援

- ・技術習得のための先進的有機農業者による研修受入の拡大
- ・有機農業による新規就農者等のための経営計画の作成支援
- ・青年就農給付金等、各種就農支援策を活用した支援
- ・就農相談を受け入れる先進的有機農業者に関する情報その他の必要な情報の提供

3 有機農業の取組への支援

- ・マーケットのニーズを踏まえたロットの形成等に対応するため、慣行農業者や新規就農者が技術等を習得すること等を通じた産地化の推進
- ・有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術等の講習や優良な取組に関する情報発信
- ・環境保全型農業直接支援対策の継続

4 有機農業により生産される農産物の流通・販売への支援

- ・有機JAS認証等の活用や卸売市場での取扱い拡大の働きかけ
- ・有機農業の拡大に合わせて、有機JAS認証の活用を促進するため、取得のための手続きの簡素化を支援
- ・インショップや直売所等での有機農産物の取り扱い、地場の他業種との連携などによる多様な産地地消の拡大

5 技術開発等への支援

- ・地域の気象・土壌条件等に適合した技術の確立
- ・新技術の導入効果、適用条件を把握するための実証等
- ・有機農業のニーズを的確に反映した研究開発
- ・省エネ、低コストや軽労化につながる技術成果情報の提供
- ・農業革新支援専門員等の研修内容等の充実

6 消費者の理解と関心、有機農業者と消費者の相互理解の増進等

- ・食育、産消提携等による有機農業者と消費者の相互理解を引き続き増進
- ・新たに、国は地方公共団体、関係団体と連携・協力して有機農業を行おうとする者の支援や普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業の推進を支援するアドバイザーの導入について検討

9

福島県有機農業推進計画

平成22年3月
福島県農林水産部

目 次

1	策定の趣旨	1
2	有機農業の推進に関する県の取組経過と国・市町村の動向	1
	（1）県における取組経過	
	（2）国の動向	
	（3）市町村の動向	
3	福島県における有機農業の現状と課題	2
	（1）有機農業における生産性	
	（2）有機農業の生産体制	
	（3）有機農産物の流通・販売	
	（4）有機農業に対する消費者の理解	
4	有機農業の推進に関する基本的な方針と目標	3
	（1）基本的な方針	
	（2）有機農業推進に関する目標	
5	有機農業の推進に関する施策の展開方向	5
	（1）有機農業技術の高位平準化	
	（2）有機農業技術の開発	
	（3）有機農業者の育成・確保	
	（4）有機農業者の組織化と産地形成	
	（5）有機農産物の販路開拓	
	（6）有機農産物の販売力の向上	
	（7）有機農業者と消費者との交流促進	
	（8）有機農業に関する情報の発信	
6	有機農業の推進体制の整備	6
	（1）県の推進体制	
	（2）市町村の推進体制整備への支援	
7	推進計画の期間	7
(参考資料)		
	福島県における有機農業の現状	10
	有機農業の推進に関する法律	15
	有機農業の推進に関する基本的な方針	19

1 策定の趣旨

環境保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、農業の振興にあたっては、農業が本来有する自然循環機能を発揮させ、安全性の確保や環境への配慮を十分行いながら、消費者に信頼され選択される農産物を安定的に供給していくことがなにより重要です。

このため、県では土づくりと化学肥料・化学合成農薬の削減を一体的に行うエコファーマーの認定を促進するとともに有機農業、特別栽培の推進など、「環境と共生する農業」の普及拡大を図ってきました。

特に、有機農業は、環境への負荷の低減や消費者が求める安全安心な農産物の提供、産消提携や都市と農村の交流による地域活性化などが期待されることから、県は、有機農業を「環境と共生する農業」の重要な柱と位置づけ、一層の普及拡大を図るとともに、福島県農業の大きな特色として定着させることとしています。

こうしたことを踏まえ、今回、県は、農業者が意欲を持って有機農業に取り組み、安定的な経営を行うとともに、消費者のニーズに応じて有機農産物を安定的に提供できるような有機農業の産地を県内各地に育成することを目指し、「新たな農林水産業振興計画」に即して、今後の有機農業施策の展開方向を示す「福島県有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、有機農業の着実な普及に努めていくこととしました。

有機農業：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

2 有機農業の推進に関する県の実施経緯と国・市町村の動向

（1）県における実施経緯

県は、平成16年度から双葉地方に有機農業推進の担当職員を配置するとともに、「有機農産物生産システム確立事業（平成16年～20年）」を実施し、有機農業モデルほ場の設置による技術の実証や普及推進に着手しました。

また、消費者との交流や商談会など、有機農業への県民の理解促進や流通販売対策にも取り組んできました。

平成18年には農業総合センターに有機農業推進室を新設するとともに、会津農林事務所に有機農業推進の担当職員を配置し、有機農業の全県的な推進体制を強化しました。

また、平成18年から「ふくしま型有機栽培等産地づくり推進事業（平成18年～20年）」を実施し、県内18か所で有機農業の実証及び地域に適した栽培体系の組立てとその普及に取り組んできました。

さらに、平成18年に県自らがJAS法に基づく登録認定機関となり、有機農産物の認定業務を開始しました。

これらの取り組みにより、有機農産物の生産行程管理者数は、平成15年度末に24名（全国24位）であったものが、平成20年度末で83名（全国5位）に増加し、

有機JAS認定の作付面積も平成16年度からの5年間で1.7倍の234haまで拡大してきています。

(2) 国の動向

平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が施行されました。これを受けて平成19年4月に農林水産省は「有機農業推進に関する基本方針」を策定し、具体的な有機農業の推進施策を進めてきています。

(3) 市町村の動向

近年、有機農業等に対する市町村の関心は高まってきており、すでに12の市町村で有機農業等を推進するための協議会等を設置しています。

さらに、県内の2市1村では、国の事業を活用し栽培実証ほ場の設置や研修会の開催など、有機農業推進の取組みを積極的に展開しています。

また、その他の市町村においても独自に有機農業等の推進に取り組む動きが出てきています。

3 福島県における有機農業の現状と課題

(1) 有機農業における生産性

有機農業については、農業者自らが様々な工夫や試みを行い、技術の改善と向上に取り組むとともに、県でも技術の開発や支援を行ってきましたが、依然として、化学肥料や化学合成農薬を使用する一般の栽培に比べ労働時間を多く要し、収量も概して低い状態にあります。特に、一般の栽培方法から有機農業へ転換した数年間は、技術の未熟さ、地力やほ場の生態系形成が不十分なことから品質や収量が低下しがちです。

有機農業の普及拡大には、こうした生産性の低さや不安定さなどの技術的課題を解決し、経営の安定化につなげる必要があります。

(2) 有機農業の生産体制

福島県の有機農業は、近年、拡大傾向にありますが、農業全体に占める有機農業者の割合や有機農産物の栽培面積は、まだまだ少ない状態にあります。

また、本県の有機農業は、個人や小グループでの取組みが多く、生産販売ロットが小さいため、定期的に一定量の取引を求める流通業者や実需者等に対して安定的に供給できる生産体制が十分に整っていないことが課題となっています。

(3) 有機農産物の流通・販売

有機農業者は、自ら販路を開拓し、消費者との契約による直接販売、インターネットでの販売、専門業者への販売など、努力と工夫を重ねながら様々な形態で販売を行っています。

しかし、有機農産物の価値を理解し、価格が高くても購入する消費者や実需者を探し出すことは容易ではなく、販路の確保は、新たに有機農業に取り組む

農業者や生産の拡大を図ろうとする有機農業者にとって大きな課題となっています。

また、有機農産物の流通量は少なく、消費者が購入できる店舗は限られていることから、有機農産物を求める消費者が身近に購入できないことも課題となっています。

（４）有機農業に対する消費者の理解

本県の豊かな自然環境の保全や安全・安心な農産物の生産に対する県民の関心が高まっており、有機農業への期待が大きくなってきています。

今後は、多くの消費者と有機農業者の交流を深めるなど、さらなる理解の促進を図る必要があります。

４ 有機農業の推進に関する基本的な方針と目標

（１）基本的な方針

福島県は、全国でも主要な有機農産物の生産県になることを目指し、以下の方針のもと、新たな有機農業者の育成や有機農業経営の改善と安定化を進めると同時に、有機農産物の産地化を支援し、有機農業の普及拡大を図ります。

ア 有機農業技術の向上による生産の安定化

- (ア) これまで開発・検証してきた有機農業技術の普及を図り、有機農産物の収量・品質の向上と安定化を進めます。
- (イ) 農業総合センターでの技術開発や民間技術の検証に取り組み、有機農業技術の向上と高位平準化を図ります。

イ 有機農業者の育成と組織化による産地化の促進

- (ア) 新たな有機農業者を育成し、生産の拡大を進めます。
- (イ) 有機農業者の連携や組織化による生産体制の強化を図り、産地化を促進します。

ウ 有機農業の経営安定に向けた販路の確保支援

- (ア) 有機農業者が行う新たな販路の開拓や加工など6次産業化の取組みを支援します。
- (イ) 需要に応じた生産と販売ができる体制の構築とその運営を担う人材の育成を支援します。
- (ロ) 県民が身近に有機農産物を購入できる販売環境の整備に努めます。

エ 有機農業に対する消費者等の理解の促進

- (ア) 有機農業のPRに加えて、有機農業者と消費者や実需者等との交流を促進し、互いの絆を深め、顔の見える関係を構築します。
- (イ) 「食育」や「地産地消」等の活動と連携し、消費者等の有機農業に対する理解の向上を進めます。

オ 有機農業の推進体制の整備

- (ア) 有機農業の普及を図るため、農業総合センターの有機農業推進室を中心に普及活動を展開するとともに、関係者・団体との連携を強化します。
- (イ) 市町村における有機農業推進のための体制整備を支援します。

(2) 有機農業推進に関する目標

目標 1 有機農業の産地化に向けた生産販売組織の育成

流通業者やレストランなどの実需者、消費者等と定期的に一定規模の取引を行う有機農業の生産販売組織を育成します。

目標に関する指標	現状 (H20年)	目標 (H26年)
有機農業の生産販売に取り組む組織数	2	5以上

目標 2 有機農産物の作付拡大と有機農業を担う生産行程管理者の育成

福島県の多様な気象条件や多彩な農産物を活用し特色ある有機農業の普及を図るため、有機農産物の作付面積を拡大するとともに、有機農産物の生産行程管理者を育成します。

目標に関する指標	現状 (H20年)	目標 (H26年)
有機農産物の作付面積	233ha	370ha
(生産行程管理者数)	83名	125名以上

生産行程管理者：JAS法に基づき、有機農産物の栽培計画立案から施肥、病虫害防除など生産の全ての管理者として、農林水産大臣が認めた認定機関から認定された者。

目標 3 有機農業推進体制の整備

有機農業を普及するためには、生産、流通、消費に係わる関係者の理解と協力を得ながら推進していく必要があることから、県は、農業者、農業団体、流通関係者等との連携体制を整備するとともに、市町村における有機農業の推進体制について、体制を整備した市町村の割合が県全体の50%以上になることを目指します。

目標に関する指標	現状 (H20年)	目標 (H26年)
推進体制を整備した市町村数	12	30以上

5 有機農業の推進に関する施策の展開方向

県は、3の「基本的な方針と目標」に沿って有機農業を推進するため、以下の施策を展開します。

（１）有機農業技術の高位平準化

ア これまで農業総合センターで開発した有機農業技術や県内各地で検証してきた技術の普及を図り、有機農業者の技術向上と生産の安定化を支援します。

イ 県は有機農業技術に関する研修や技術情報交換のための場を設けるとともに、県の担当職員による個別指導や農業総合センターのホームページを活用した最新の技術情報の提供を行います。

ウ 良質たい肥を活用した土づくりや施肥体系の普及を図り、たい肥等の地域内で発生する有機性資源の循環利用を促進します。

（２）有機農業技術の開発

ア 県は、有機農業者が経験と創意工夫により取り組んでいる多様な有機農業技術を検証するとともに、必要に応じて技術の改善を進めます。

イ 県は、生産現場における技術的課題を的確に把握しながら、農業総合センターにおいて有機農業技術の研究開発を行うとともに、有機農産物の内部品質評価などの研究を行い、有機農産物の消費拡大を支援します。

（３）有機農業者の育成・確保

ア エコファーマーや特別栽培等に取り組む農業者に対して、有機農業技術や経営事例などを紹介する研修会等を開催し、有機農業への理解を促すとともに有機農業へのステップアップを支援します。

イ 有機農業へ転換した初期は生産性が低下しやすいことから、新たに有機農業に取り組む農業者や生産組織に対しては、県の担当職員と地域の有機農業者が連携して助言や指導を行い、有機農業の実践を支援します。

ウ 有機農業を志向して新規に就農を目指す者に対しては、財団法人福島県農業振興公社や市町村と連携して、就農相談や制度資金・研修等に関する情報提供等を行い、円滑な就農を支援します。

（４）有機農業者の組織化と産地形成

ア 有機農業者が交流できる機会等を設け、有機農業者間の連携や組織化を促進します。また、生産品目の拡大や生産ロットの確保、販売を見据えた計画的な生産など生産販売体制を強化する取組みを支援します。

イ 省力化や収量の安定化等により有機農業の生産体制を強化するため、必要

な機械や施設等の整備を支援します。

(5) 有機農産物の販路開拓

ア 有機農業者と流通業者等が商談や情報交換を行う場を提供し、有機農産物の販路開拓を支援します。

イ 直売所や量販店での販売や宅配などにより、安全・安心な農産物を求める消費者へ県産有機農産物を提供する取組を促進します。

ウ インターネットや各種イベントなど様々な機会・広報媒体を活用して県産有機農産物のPRと生産状況に関する情報発信を行います。

(6) 有機農産物の販売力の向上

ア 有機農産物の販売に関する研修会を開催するなどして、自らニーズを把握して計画的な生産と積極的な販売活動を行うことができるよう、農業者の販売力向上を支援します。

イ 地元食品産業や観光業との連携や生産・加工・サービス・販売等を一体的に行う6次産業化の取組みを促進します。

(7) 有機農業者と消費者との交流促進

ア 農産物の販売可能な県及び市町村等主催のイベントにおいて、消費者が有機農業者から県産有機農産物を直接購入し食する機会が得られる取組みを促進します。

イ 関係機関等と連携しながら有機農業の作業体験や子供たちの体験学習などの実施を支援し、消費者と有機農業者の交流を促進します。

(8) 有機農業に関する情報の発信

県のホームページや各種広報媒体、県民が集う各種イベント等を活用して、有機農業が持つ環境への負荷軽減効果や生物多様性の保全効果、有機JAS制度などについて積極的に情報提供を行います。

6 有機農業の推進体制の整備

(1) 県の推進体制

ア 有機農業の円滑な普及を図るとともに、生産現場における課題を把握し試験研究による課題解決に反映するため、農業総合センター及び農林事務所に有機農業を担当する職員を配置します。

イ 推進計画に基づく取組みを効果的に進めるため、県及び農業者、農業団体、流通関係者等で構成する県段階の協議会を設置します。

ウ 県自らが有機農産物の認定業務を実施し、有機農産物のJAS規格の認定や有機JAS制度の啓発を進めます。

（２）市町村の推進体制整備への支援

農業者及び農業団体、流通関係者等が連携を図りながら、地域の実情に応じた有機農業を推進するため、市町村における有機農業の推進体制の整備とその活動を支援します。

７ 推進計画の期間

本推進計画の期間は、平成22年度から26年度までの5年間とします。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、計画期間内であっても必要に応じて見直すことができるものとします。

参 考 資 料

福島県における有機農業の現状

1 福島県における有機農業の推進経過（H16～H21）

- H16. 2 有機農業の実態を把握するため、職員2名を海外(アメリカ)へ派遣。
- H16. 3 生産行程管理者数は24名（全国24位）。
- H16. 4 双葉農業普及所に有機農産物推進担当を配置し、技術の検証に着手。
- H17. 4 農業試験場(現農業総合センター)において有機農業技術の開発に着手。
- H17. 4 有機農業の理解を促進するため、県内7方部で有機農業者と消費者の交流会を実施（H17～H20）。
- H18. 4 農業総合センターに有機農業推進室を設置するとともに、県内3方部に有機農産物推進担当を配置し、全県的な推進体制を整備。
- H18. 4 全県下において有機農業技術の組立てと実証に着手(18か所14作物)。
- H18.10 生産段階及び消費者・実需者の意見を踏まえた推進を図るため「有機農産物等普及推進懇談会」を設置(H18～H20)。
- H18.10 県がJAS法に基づく有機農産物の認定業務を開始。
- H18.12 「有機農業の推進に関する法律」が公布・施行。
- H19. 4 国において「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定。
- H19. 9 有機農産物の流通対策として、首都圏の有機農産物流通関係者を招へいし県内3方部での産地交流会（H19～H20）や商談会(H19～)を実施。
- H20. 3 技術検証の結果を基に『「ふくしま型有機栽培」等推進技術資料』を策定。
- H21. 1 県内の有機農業関係者により県有機農業者ネットワークが設立。
- H21. 3 技術の検証結果や試験研究成果を取りまとめた推進技術資料「有機栽培の手引き」を策定。
- H21. 3 生産行程管理者数は83名（全国5位）。
- H21. 8 有機農業の課題等について有機関係者との意見交換会を実施。
- H22. 3 福島県有機農業推進計画の策定。

2 福島県の有機農産物の作付面積

（1）有機農産物の作付面積の推移

近年、有機農産物の作付面積は年々増加しており、平成20年度は平成17年度対比で28%の増加となっております（表1）。しかしながら、本県の食用作物を作付けした経営耕地面積に占める割合は0.2%とごくわずかです。

表1 福島県における J A S 有機農産物の作付面積の推移 (ha)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
J A S 有機面積	137	220	212	215	233
うち水稲	105	186	177	179	189
うち青果物等	32	34	35	36	44

（2）有機農産物の作付面積の増加の要因

増加面積の過半は水稲が占めており、これは水稲が他作物に比べ1戸あたりの作付面積が大きいことに加え、水稲で課題となっている抑草について、紙マルチやアイガモ等による抑草技術が普及したことなどが考えられます。

また、近年、有機農業に対する農業者の関心が高まっていることや米価の低迷が続く中、販売戦略に位置づけ取り組む農業者が増加したことも要因と考えられます。

3 福島県の有機農業者数

（1）認定事業者数の推移

本県では、平成18年から県が有機農産物の登録認定機関となり認定業務を実施しており、認定事業者数は年々増加しています（表2）。

（2）認定事業者数及び戸数

平成21年3月末現在、有機農産物の認定事業者数は83名で全国5位、農家戸数は146戸で全国9位となっています（表3）。

表2 県内有機農産物認定事業者数の推移

年次	認定事業者数	順位	県認定数
H16. 3. 31	24(1,934)	24	—
H17. 3. 31	38(2,084)	18	—
H18. 3. 31	47(2,100)	15	—
H19. 3. 31	34(1,123)	11	2
H20. 3. 31	67(1,753)	8	30
H21. 3. 31	83(1,999)	5	46

出典：ポケット農林水産統計

県認定数は農業総合センターHP

※()内は全国の有機農産物認定事業者数

表3 有機農産物の認定事業者数(H21. 3. 31)

順位	認定事業者数	農家戸数
1位	北海道 241	北海道 300
2位	熊本県 166	新潟県 225
3位	鹿児島県 164	静岡県 220
4位	新潟県 118	鹿児島県 195
5位	福島県、茨城県 83	三重県 181
6位	—	熊本県 180
7位	兵庫県 75	宮城県 174
8位	宮城県 59	山形県 171
9位	静岡県、愛媛県 54	福島県 146
10位	—	千葉県 137

出典：農林水産省HP「県別認定事業者数」

4 福島県で生産された有機農産物の販売状況

(1) 有機農産物の流通経路

本県で生産された有機農産物は、消費者への直接販売、流通業者との契約により量販店を経由する場合など、多様なルートで販売されています。

県が平成19年度に実施した「県内の主な有機農産物生産者に対する販売先に関する調査」では、米、青果物ともに消費者等への直接販売を行う場合が最も多くなっています（図1）。

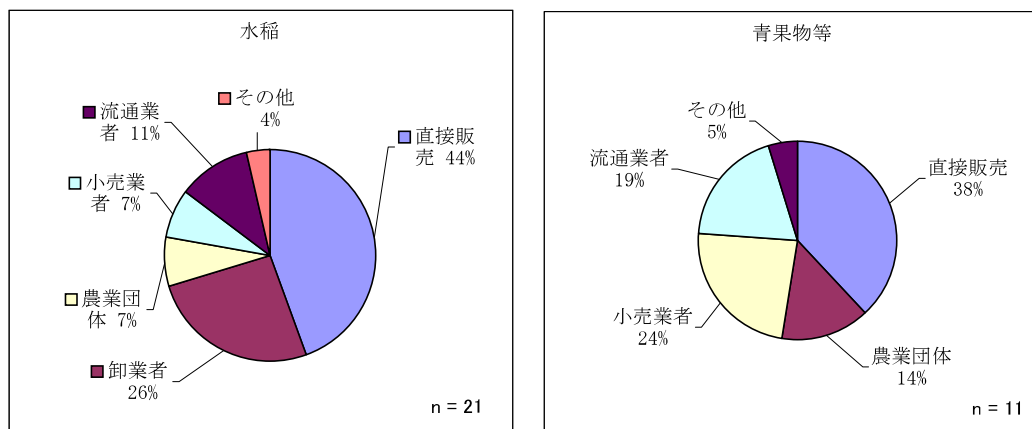


図1 平成19年度県内の主な有機農産物生産者に対する販売先に関する調査
調査対象：有機農産物の生産に取り組む14集団（水稻9、青果物等5）と21個人（水稻12、青果物等9）。販売先は複数回答あり。

(2) 生産販売体制

平成20年度に県が実施した「有機農業に取り組む集団に関する調査」では、集団数が17集団、構成員の平均人数は6.5人でした。本県における有機農産物の生産は個人又は小グループで行われており、提供できる農産物の量に限りがあることや固定客を対象として生産・販売している場合が多いため、販売方法は消費者等への直接販売が最も多いと考えられます。

(3) 有機栽培米の販売先

平成20年度に県が実施した「平成19年産米に関する流通状況等調査」では、米の集出荷業者を通した場合、本県の有機栽培米のほとんどが関東地域に販売されており、県内で販売される有機栽培米は、有機栽培米総販売量の1.4%とわずかとなっています（表4）。

表4 有機・特裁・エコ米の販売地域

単位：玄米 t

区分	県内	北海道	東北 (福島県を除く)	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州	沖縄	その他	計
有機栽培米	2			123			22			1		147
特別栽培米	2,879	543	2,10,857	2	183	2,000	49	139	222	110		16,788
エコファーマーにより栽培された米	15,216	291	13,25,339	6,187	772	5,911	167			81	103	54,062
計	17,897	834	15,36,319	6,189	955	7,933	216	139	304	213		70,994

注：1 県農産物流通課「平成19年産米に関する販売状況等調査」による。
2 数値は、「平成19年産米に関する販売状況等調査」における調査対象のうち、有機・特裁・エコ米の取扱のある旧第二種登録出荷業者（2）、JA（10）、米穀の集荷・販売業者（7）の集計結果であり、平成20年11月末現在の数値である。
3 ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

5 有機農産物の消費動向

（１）有機農産物の知名度

平成18年度に県が実施した「有機農産物等の消費者行動に関する調査（以下、「消費者動向調査」）」によれば、9割以上の消費者が有機農産物を知っており、有機農産物の知名度は高いと考えられます（表5）。

（２）認知度の違いによる消費者動向

消費者動向調査によれば、有機農産物について「内容まで知っていた」と回答した消費者は購入頻度が高く、「名称だけ知っていた」と回答した消費者は購入頻度が低い傾向にあり、また「知らなかった」と回答した消費者は「買わない」を選択しています（表5）。

表5 有機農産物に対する知識と購入頻度 (人)

	購入頻度				計
	定期的に よく買う	ときどき 買う	たまに 買う	買わない	
内容まで知っていた	32	55	47	15	149
名称だけ知っていた	9	69	110	65	253
知らなかった	0	0	0	38	38
	41	124	157	118	440

出典：「消費者調査に基づいた有機農産物の販売戦略にかかる一考察：インターネット調査における自由記述の分析による接近（2009年度 福島県農業総合センター）」

（３）有機農産物に対する県民の関心

平成20年度に県が実施した県政世論調査によれば、「あなたが県産農産物を購入するために、今後何を期待しますか（選択・複数回答可）」の問いに「有機・特別栽培などの生産を増やしてほしい」と回答した県民が3割以上あったことから、県産有機農産物への期待や関心は高まっています。



環境と共生する農業推進マーク
(有機農業PRマーク)

福島県有機農業 推進の取組 について

福島県環境保全農業課

福島県の有機農業の現状について

1. 福島県のJAS認定の 有機農業者数の推移 (H20～H24)

年度	認定 事業者数	全国での 順位	「福島県」 での 認定数
H20	67	8	46
H21	83	5	57
H22	98	5	59
H23	102	5	62
H24	89	6	58

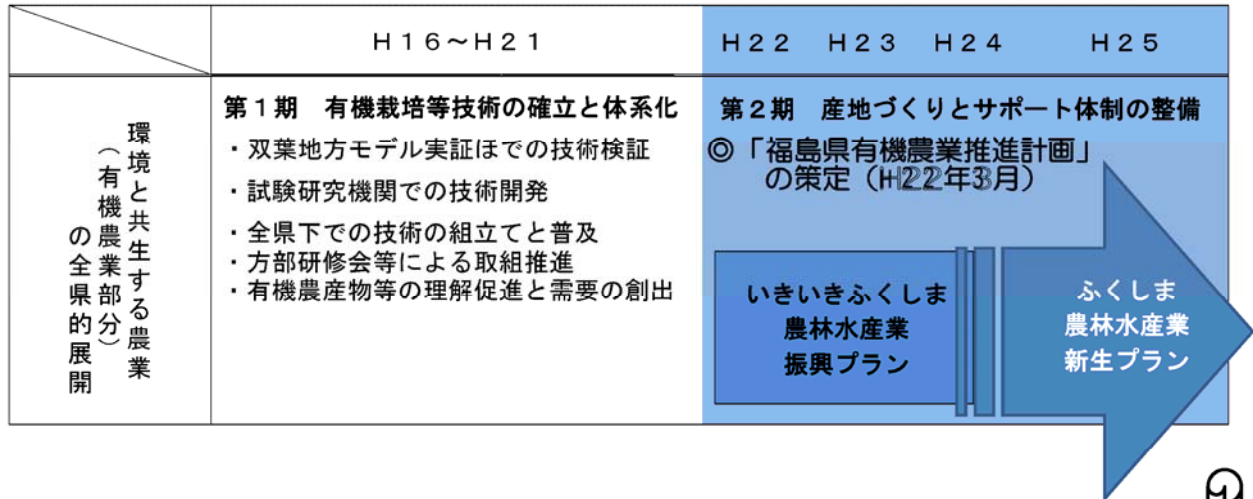
(データ:福島県有機農業・特別栽培実態調査等より)

2. JAS有機農産物の 作付面積の推移 (H20～H24)

年度	面積(ha)	うち 水稲面積 (ha)
H20	234	189
H21	263	206
H22	282	225
H23	265	197
H24	232	156

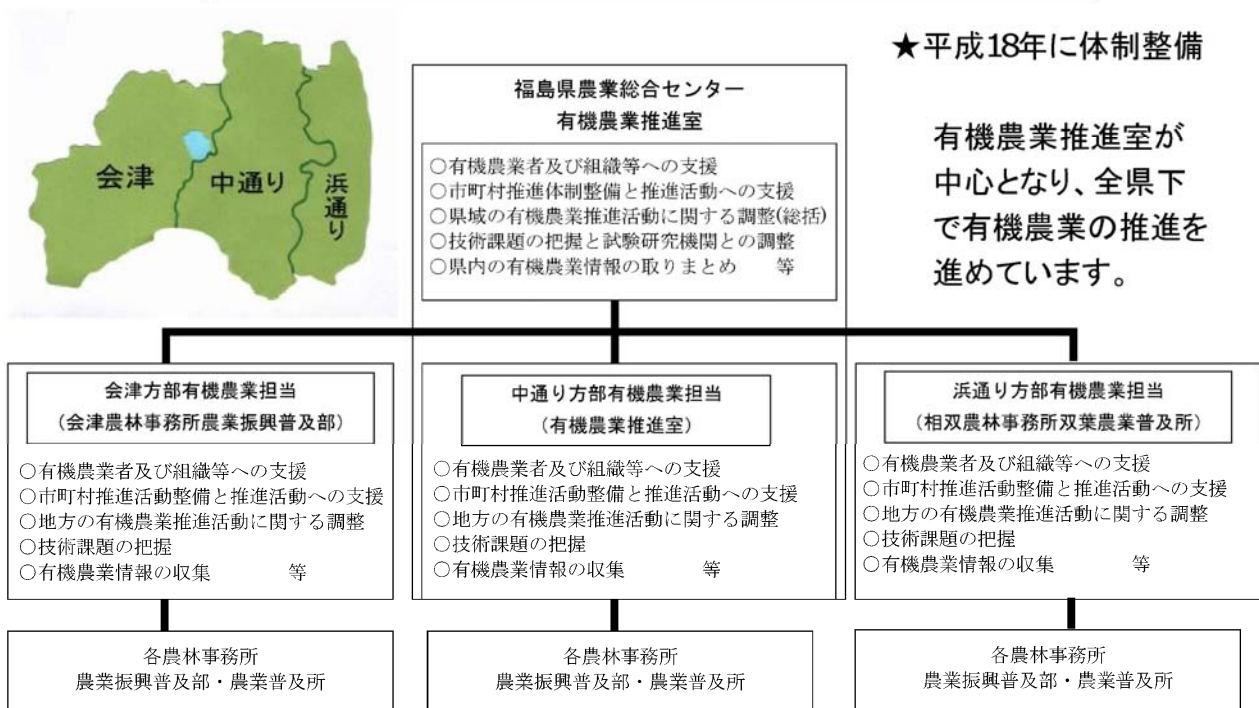
- 平成24年度は、福島県の認定事業者数は89名であり、全国第6位となっている。
- 平成24年度、JAS有機農産物の作付面積は232haであり、そのうち水稲の面積は156haとなった。
- 震災の影響により、有機農産物のうち水稲栽培面積が大きく減少している。

福島県の有機農業の推進経過について



- 福島県では、平成16年から有機農業推進のための各種事業を実施。
- 平成18年には、有機農業推進のための体制を整備。
同年、福島県ではJAS法に基づく有機農産物の認定業務をスタート。
- 福島県農林水産業振興計画に基づき、有機農業を推進。

福島県の有機農業の推進体制



「福島県有機農業推進計画」 より 課題と今後の方針

- 1 有機農業の生産性について
- 2 有機農業の生産体制について
- 3 有機農産物の流通販売について
- 4 有機農業に対する消費者の理解について

1 有機農業の生産性について

【課題】

- (1)特に有機農業へ転換後数年間は、地力や
ほ場生態系が安定しないことなどから
収量等が低下しがち。
- (2)有機農業の普及には生産性
の低下などの技術的課題の
解決が必要



1 有機農業の生産性について

【推進方向】

有機農産物の収量や品質の安定化を図るため、
有機農業者の協力を得ながら

- (1)これまで福島県農業総合センターで開発・検
証した技術の普及と高位平準化
- (2)有機農業技術の開発と民間技術の検証



（有機農業の実証ほを県内に設置）



（推進技術資料の作成）

2 有機農業の生産体制について

【課題】

- (1) 水稲での紙マルチ抑草技術普及により、有機栽培面積は大きく増加したが、県全体の水稲作付面積に占める割合は0.2%にとどまる
- (2) 個人や小グループでの取り組みが多く、生産販売ロットが小さいため、需要に応じることのできる生産体制の整備が不十分



2 有機農業の生産体制について

【推進方向】

生産面積の拡大と生産体制強化により産地化を進めるため、

- (1) 新たな有機農業者を育成
- (2) 組織化の促進により生産体制を強化



(新たな生産者組織の設立)

3 有機農産物の流通販売について

【課題】

- (1)有機農産物を取り扱う流通業者等を探し出すことは容易ではなく、新たな販路開拓が大きな課題
- (2)有機農産物の流通量は少なく、有機農産物を求める消費者が身近で購入できない



3 有機農産物の流通販売について

【推進方向】

- (1)新たな販路開拓と加工など6次産業化の取組み
- (2)需要に応じた生産と販売ができる体制の構築
- (3)県民が身近に購入できる販売環境の実現



（有機農産物の
6次産業化勉強会）



（オーガニックEXPO
への出展）



（先進地視察研修）

4 有機農業に対する消費者の理解について

【課題】

有機農業に対する県民の関心は高まっており、今後、一層の理解促進が必要

有機農産物に対する知識と購入頻度 (人)					
	購入頻度				計
	定期的に よく買う	ときどき 買う	たまに 買う	買わない	
内容まで知っていた	32	55	47	15	149
名称だけ知っていた	9	69	110	65	253
知らなかった	0	0	0	38	38
	41	124	157	118	440

出典：「消費者調査に基づいた有機農産物の販売戦略にかかる一考察：インターネット調査における自由記述の分析による接近（2009年度 福島県農業総合センター）」

4 有機農業に対する消費者の理解について

【推進方向】

- (1)有機農業者と消費者や実需者等との交流促進
- (2)「食育」や「地産地消」等の取組を通じ、消費者の理解促進



（首都圏の消費者や実需者等との交流会）



（首都圏での県産有機農産物等のPR）



福島県は
有機農業をはじめとする
「環境と共生する農業」
を推進しています！

先進事例に学ぶ有機農業推進のポイント

(未定稿)

藤田 正雄

有機農業参入促進協議会

1. 有機農業参入促進協議会とは

環境問題や健康問題が顕在化してきた現在、農業のあり方も変わりつつあり、有機農業を始めようとする人も増えてきています。しかし、その支援体制が公的にも民間にも不十分なのが現状です。そこで、民間の有機農業推進団体が協力して、人、もの、情報を提供しつつ、有機農業の推進を一層強化するために設立された団体です（会長：山下一穂）。

全国の有機農業実施者や有機農業の推進に取り組む民間団体や公的機関と連携して相談窓口を開設するほか、研修先などの情報整備と提供、相談会・講習会の開催なども行っています。

平成 24 年度までは国（農林水産省）の有機農業総合支援事業（有機農業参入促進事業）の事業実施主体でした。今年度は、有機農業総合支援事業（有機農業参入支援データ作成事業）の事業実施主体として活動を展開しています。

2. 有機農業参入支援データ作成事業とは

平成 18 年 12 月に施行された「有機農業の推進に関する法律」に基づき、農林水産省の有機農業総合支援事業の一つとして、今年度より始まった事業です。

地方公共団体において参入受入体制を整備するには、まず「有機農業が地域に広がることのメリット」を理解し、市町村の首長および担当者が地域農業振興の有力な手段として有機農業の推進に取り組めるようにする必要があります。

そこで本事業を通して、新規または転換参入者が定着できる要因、有機農業先進地域の事例および有機農業が地域に定着することによる経済的・社会的波及効果の調査・分析を行い、その結果を公表することで、有機農業への参入がしやすくなる環境づくりに寄与することを目的としています。

なお、本日配布する資料は、今年度の事業の概要であり、各種データを添付した報告書を作成、配布する予定です。

3. 有機農業の定着率を高める要因を探る

(1) アンケート調査対象農家の概要

北海道から九州・沖縄まで、約 60 団体の協力を得て、83 名の調査員により 187 件の有機農業実施農家（団体）の調査を実施しました。その内訳は、北海道 19、東北 18、関東 50、東海 12、北陸 9、近畿 22、中国四国 27、九州・沖縄 30 で、内販売農家とはいえない 3 件は集計・分析から除外しました。

年齢構成は、40 代が 26.4%と最も多く、次いで 30 代(22.5%)、50 代(21.4%)、60 代(18.7%)で、30 代から 50 代で 70.3%でした。新規就農者は 62.1%、農業後継者は 37.9%でした。専業農

家は 86.3%で、有機農業歴では 15 年以下が 74.2%（うち、10 年以下 56.6%）で、52.2%が研修経験ありました。

参入のきっかけは、「安全・安心な農産物を作りたい」「（自分、家族、消費者の）健康のため」「環境保全に関心がある」の順に多く、有機農業のやりがいとして、「家族、消費者に安全・安心な農作物を提供し、美味しいなど喜びの声を聴けること」「栽培技術の習得と向上」を上げる方が多くいました。

各地の特性を生かしたさまざまな作物が栽培され、有機農業実施面積の合計は実施当初の 263ha から現在の 633ha に、2.4 倍に増加。現在の経営状況は、「毎年、利益が出て、経営は比較的安定している」が 31.9%、「利益が出る年と出ない年があるが、経営は比較的上向きである」が 35.2%と、3 分の 2 以上が安定または上向きの経営でした。

今後の意向では、「将来的には規模を拡大（多角経営を含む）していきたい」が、39.6%、「規模は維持しつつ、効率性をあげていきたい」が 47.3%をしめ、おおむね有機農業で自立、発展を希望する農家でした。

(2) 新規就農者の概要

新規就農者の調査農家数は 112 件。平均年齢は、45.3 歳と農業後継者（56.3 歳）に比べ若い。年齢構成では、30 代が 32.1%と最も多く、次いで 40 代（31.3%）、50 代（17.9%）、60 代（13.4%）で、30 代から 50 代は 81.3%でした。専業農家は 83.9%で、農業歴の平均が 10.3 年、有機農業歴の平均は 9.3 年で、83.9%が初年から実施面積の 100%が有機農業でした。有機農業歴では 15 年以下が 82.1%（うち、10 年以下 65.2%）で、73.2%に研修経験がありました。

参入のきっかけは、「安全・安心な農産物を作りたい」が最も多く、「（自分、家族、消費者の）健康のため」「環境保全に関心がある」が続きました。技術の習得先では、当初は「研修先」、「書物を通じて」でしたが、現在は「地域の農家」「研修先」が多くなりました。資金では、当初の就農資金、現在の営農資金とも自己資金が多く、販路の確保では、当初、現在とも「自分で開拓」「知人・友人（親族を含む）の紹介」が多かった。当初の農地確保は「農家（研修先を含む）の紹介」「自分で交渉」が多かったが、現在の規模拡大では「周辺農家からの依頼」「自分で交渉」が多かった。住宅では、当初より持家（実家）が 25.0%で、農家（研修先を含む）の紹介（23.2%）、自分で探した（16.1%）が続きました。

農業粗収益の平均では、当初が 184 万円（50 万円未満は 29.5%）で、現在は 662 万円と 3.6 倍に増加。有機農業実施面積の合計でも、当初の 77ha から、279ha に 3.6 倍に増加しました。そのため家族労働以外の労働力の合計は、当初の 20 名（パート 20 名）から現在では 231 名（研修生 37 名、正規雇用 40 名、パート 154 名）でした。また、本人以外の家族（配偶者、子、親など）の合計は、当初の 198 名から現在の 260 名へと 1.3 倍に増加しました（表 1）。

主な販売先の販売額の割合では、当初は消費者への直接販売が 37.0%、直売所が 17.9%、農協・生協を含む流通業者が 37.6%でしたが、現在では消費者への直接販売（31.6%）と直売所（14.2%）が減少し、農協・生協を含む流通業者が 40.7%と増加しました。価格決定の主体では、消費者への直接販売、直売所、飲食店は、当初、現在とも農家の割合が高かった。農協・生協を含む流通業者への販売では、当初は業者が多かったが、現在は農家、合意の割合が高くなりました。販路の開拓の取り組みでは、「農産物の品質向上への努力」が最も多く、「グループ化による出荷量の安定」「インターネットの利用」「直売所での対面販売」が続きました。

現在の経営状況は、「毎年、利益が出て、経営は比較的安定している」が 27.7%、「利益が出る年と出ない年があるが、経営は比較的上向きである」が 35.7%と、63.4%が安定または上向き

の経営でした。いっぽう、「利益が出る年と出ない年があり、経営がなかなか安定していない」「取り巻く状況が厳しく、利益が出ない年が続いている」と答えたうちの 75.0%が、その理由として「農産物の収量、品質の不安定」をあげ、栽培技術の未熟さが経営安定の課題でした。

今後の意向では、「将来的には規模を拡大（多角経営を含む）していきたい」が、40.2%、「規模は維持しつつ、効率性をあげていきたい」が 50.0%をしめ、ほとんどが有機農業で自立、発展を希望する農家でした。

次に、調査結果の中から、一例として三重県伊賀地域の取り組みを紹介します。

表 1 新規就農者の概要

	当初	現在（2013）	同比（%）
農業粗収益の平均（万円）	184	662	360
有機農業実施面積の合計（ha）	77	279	362
家族（人）	198	260	131
家族労働以外の労働力の合計（人）（内訳）	20 （パ：20）	231 （研：37、正：40、パ：154）	

注 1) 調査農家数は 112 件。有機農業実施歴は、1 年から 33 年で平均 9.3 年。

注 2) 家族は、本人以外の配偶者、子、親などの同居者

注 3) 研：研修生、正：正規雇用、パ：パート

(3) 三重県伊賀地域（伊賀市および名張市）の農家事例

調査対象は、露地および施設野菜を栽培している農家 9 件（31～59 歳、平均 44 歳）で、うち 7 件が新規就農者でした。すべてが専業農家で、8 件が就農前に研修経験がありました。農業後継者の 2 件は、1990 年代より有機農業を始め、そのころの実施率は、30%と 90%で、現在（2013 年）では 2 件とも 100%になっています。新規就農者は 2000 年以降の就農で当初より 100%の実施率でした。

農業粗収益の平均では、当初が 528 万円（うち、新規就農者 429 万円）で、現在は 1,239 万円（同 886 万円）と 2.3 倍に増加しています。有機農業実施面積の合計でも、当初の畑 8.3ha、ハウス 57a から、畑 17.5ha、ハウス 140a に倍増し、うち 3 件の農家が有機 JAS 認証を取得しています。そのため家族労働以外の労働力の合計は、当初の研修生 1 名から現在では研修生 3 名、正規雇用 8 名、パート 10 名の計 21 名になっています（表 2）。

	当初	現在（2013）	同比（%）
農業粗収益の平均（万円）	528	1,239	235
うち、新規就農者（万円）	429	886	207
有機農業実施面積の合計（ha）	8.9	20.4	229
家族以外の労働力の合計（人）（内訳）	1 （研：1）	21 （研：3、正：8、パ：10）	

注 1) 有機農業実施歴は、1 年から 20 年で平均 8.3 年。

注 2) 研：研修生、正：正規雇用、パ：パート

主な販売先の販売額の割合では、当初から農協・生協を含む流通業者が 91.2%と高く、現在でも 89.1%です。価格決定の主体では、当初の業者主体から、現在では農家、合意の割合が高くなり、グループとしての出荷量が増えることで、農家が納得できる価格での取引に変化している様子が

うかがえます。なお消費者への直接販売は、当初が 6.6%で現在でも 7.4%と少ないのが当地域の特徴です。

このように当地域では、新規就農者が就農当初より、経営として成り立ち、地域の遊休農地を活用し、雇用を生み出しています。その結果、当初、周辺農家より「変わり者」と評価されていた順位が下がり、現在では「普通の農家」「良くやっている」「篤農家」と評価されるようになっていきます。

新規就農者にとって必要な課題である技術の習得や販路、農地、住宅の確保について、当地域の新規就農者は、当初から現在に至るまで「研修先からの支援」をトップに上げています。

また、現在 4 件で研修生を受け入れ、1 件が過去に受け入れた経験があります。これら 5 件で現在までに 47 名の研修生を受け入れ、うち 25 名が新規就農者に、6 名が農業法人に就職しています。

地域のリーダーのもとで研修を受け、栽培技術のみならず、販路、農地、住宅の世話を受けながら地域で就農し、その新規就農者も研修生を受け入れながら、次世代の農業者の育成をしている様子がうかがえます。そして、全員が「将来的には規模を拡大していきたい」または「規模を維持しつつ、効率をあげていきたい」と答えていることから、益々地域に有機農業が定着するとともに、地域農業の振興に寄与していくものと考えられます。

4. 有機農業を推進している先進地域の事例

(1) 有機農産物の生産・加工・販売で農業経営基盤を強化（北海道網走郡津別町）

津別町は、北海道の東部、オホーツク海から 50 km 内陸に位置し、その 86%を山林が占め、扇状に広がる河川流域の典型的な中山間地域で農林業が行われています。人口は約 5,600 人。農業経営の形態は、畑作経営と酪農・畜産経営や野菜（タマネギ等）を取り入れた複合経営が主で、酪農においては「オーガニック牛乳」（有機 JAS 認証）の生産、畑作においては有機野菜（タマネギ・ニンジン・アスパラ等）や特別栽培など環境に配慮した農畜産物の生産に取り組んでいます。

地域で有機農業が受け入れられるようになったのは、有機農業で経営が成り立っている（成り立つようにしてきた）農家が団体（津別町有機酪農研究会）として活動していることです。そのうえで、有機農業者、JA、普及センター等関係団体が協力し、地域一丸となって推進に取り組み、栽培面積、農産物販売額ともに増加しています（表 3）。

現在、酪農家と畑作農家の共通課題として、飼料自給率向上と輪作体系の確立を目標に畜産と耕種農家との連携に取り組んでいます。



「オーガニック牛乳」（津別町有機酪農研究会 提供）

表 3 JA つべつ管内の耕地面積および農産物生産額

年 度	2009	2011
耕地面積 (ha)	5,147	5,193
うち、有機栽培面積(ha)	228	229
同比 (%)	4.4	4.4
農産物生産額 (百万円)	2,671	3,173
うち、有機農産物(百万円)	247	447
同比 (%)	9.2	14.1

(2) まちづくりを担う NPO ゆうきの里東和（福島県二本松市東和地区）

二本松市は、福島県中部、阿武隈山系の西側に位置し、人口は約 57,000 人。うち、東和地区は人口約 7,000 人、高齢化率は 32%の中山間地です。この地区では、市町村合併前から役場を事務局に、若手有志が出稼ぎに頼らない農業を模索しながら地域づくりに取り組み、トマトやキュウリなどの施設栽培と、少量多品目生産の有機農業による複合経営を確立してきました。

現在は、地域の役場機能を地元の力で守るため「NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」（ゆうきの里東和）を立ち上げました。その活動は、桑畑の再生を目的にした桑の葉パウダーをはじめとする特産品の開発、産直の強化、独自の認証制度「東和げんき野菜」、新規就農者の受け入れ、道の駅ふくしま東和の運営などです。会員は約 260 人、うち 160 人が農家で、平均年齢 67 歳。有機産直部会には 30 人の会員がいます。

道の駅は地域再生の拠点であり、ゆうきの里東和は地産地消からまちづくりまでを担い、住民が故郷に誇りをもって生きていくための、「新しい公共」の主体となっています。現在の事業高は約 2 億円で、2005 年設立時の 6 倍に伸びています。

新規就農者の受け入れ窓口を設け、農業研修を実施したり、住宅（空き家）、農地の賃借相談に応じたり、販路の確保や農閑期に地元でのアルバイトをあっせんしたりなど、地域の一員として暮らせるための支援をしています。現在、約 30 人の新規就農者がいます。

このほか、新規就農者が中心となり立ち上げた「オーガニックふくしま安達」があり、野菜の生産・出荷にとどまらず、栽培情報の交換、加工品の製造・販売、消費者との交流などを行っています。また、新規就農者たちが学ぶ場として、「あぶくま農と暮らし塾」も活動をしています。

(3) 有機農産物で地域産業の振興（埼玉県比企郡小川町）

小川町は、埼玉県のほぼ中央、東京都心からおよそ 60km の距離に位置し、首都圏のベッドタウンとして、宅地開発が進み町外から流入する人口が増え、混住化が進んでいる地域です。人口は約 33,000 人。主な農産物は、花、米、野菜で、販売農家のうち兼業農家が大半を占めています。

地元農家（金子美登氏）の有機農業の実践とその実績が、地域で有機農業が受け入れられるベースとなっています。金子氏は 1979 年より現在までに 120 名を超える研修生を受け入れ、多くの新規就農者を輩出し、町内には約 60 名の有機農業者（うち、約 50%が新規就農者）がいます。新規就農者のなかには、研修生を受け入れ就農の支援をしたり、法人経営をして雇用を生み出したりしています。



地場産業と連携し、酒、うどん、豆腐などの原料を仲間とともに栽培。地域の農業、環境を守ろうとする企業の支援（表 4）もあり、販路が確保されたことで転換参入者も増加しました。地域ぐるみで有機農業を展開している下里地区では、水稻、大豆、小麦のブロックローテーション方式による集団的土地利用が行われています。ここで生産された農産物は、①全量買取り、②即金払い、③再生産可能な価格、を原則として取り引きされています。

小川町は、有機農業推進協議会の構成団体として、新規就農者の支援、実証圃の設置、流通販売の促進、消費者への普及啓発などの活動と展開しています。なかでも、空き農家用住宅情報バンク制度を開始し、リフォームについても補助金を用意しています。

農業と地域の産業が連携して、生産と消費の仕組みを整えた時、農家（農業）は元気になるようです。

表 4 企業等との提携による下里ゆうき米の出荷量と出荷額

年 産	2008	2009	2010	2011	2012	2013
出荷量 (kg)	1,800	3,150	4,435	3,880	4,920	7,560
出荷額(千円)	720	1,260	1,774	1,552	1,968	3,024

(4) JA が有機農業で新規就農者を育成（茨城県石岡市八郷地区）

石岡市は、茨城県のほぼ中央部に位置し、筑波山ろくの丘陵地と関東平野特有の平坦な地形から成っています。人口は約 80,000 人、うち八郷地区は約 30,000 人。この地区は、有機農業での新規就農者が多く、また JA やさとも、1986 年より生協への野菜の出荷を通して都市部の消費者との交流があり、環境保全への関心が高い地域です。

JA やさとが運営する「ゆめファームやさと」研修制度は、農家に後継者はいないが、都市部には農業をやりたい人がいることをきっかけに、就農希望者支援と地域農業の担い手育成のために、1999 年より始められました。毎年 1 家族を受け入れ、2 年間の研修を行った後、地域に就農します。2013 年度で 15 期目となります。



研修修了生（JA やさと 提供）

研修中は栽培から販売まで自らの判断で行いますが、JA やさと有機栽培部会の農業者（24 名）が相談に乗ったり、指導したりし、農業技術の習得、農地の確保、販売先の確保、資金の確保などの就農に向けた課題が研修中に解決できる仕組みになっています。家庭の事情があった 1 組を除くすべてが地元で就農し（12 世帯 57 名、25.9ha）、その姿が現研修生の目標にもなっています。研修が始まった 1999 年度は、JA やさとの有機農産物の売り上げが、野菜販売額の 1.3%でしたが、2012 年度は 18.9%に増加しています（表 5）。

表 5 JA やさとの有機農産物および野菜販売額

年 度	1999	2012
有機農産物売り上げ（千円）	12,000	110,000
野菜販売額（千円）	889,106	581,252
有機農産物の野菜に占める割合（%）	1.3	18.9

注）1999 年度の野菜販売額にはシイタケも含む。シイタケを除くと 7 億円程度。

なお、「3.11」以降、シイタケの出荷は行われていない。

この制度は、JA 職員の発案から生まれました。地域農業の振興を見据え、消費者に支持される

農業として有機農業が選ばれました。

(5) 地域ぐるみで新規就農者を支援（岐阜県加茂郡白川町）

白川町は、岐阜県南部に位置し、山間部に当たるため気候は内陸性で、町域の 9 割を山林が占め、標高の高低差は激しく居住に適する地は川沿いのごくわずかで、人口は約 9,500 人。基幹産業は農林業ですが、専業農家が減少し、農業後継者も育っていないのが現況です。

白川町有機の里づくり協議会では、有機農業の就農相談窓口を設置している名古屋市の「オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村」と連携し研修生のニーズに応じた受け入れを行っています。有機農業での I ターン、U ターンの促進が人口増加に寄与することから研修や施設の運営について岐阜県や白川町の支援を受け、組織のネットワークを生かし地域ぐるみで農地・住宅を斡旋するなど、親身になって新規就農者の支援を行っています。この結果、2006 年より新規に 16 世帯 34 名が町内で 6.2ha を耕し生活しています。

また、「水源の里」として下流域の消費者との交流会や有機農産物マッチングフェアへの出展に取り組み、新規就農者とともに有機農産物の販路の拡大に努めています。

「オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村」は、新規就農者の販路確保を目的に毎週土曜日午前、名古屋市東区のオアシス 21 で開催されています。出店する生産者は木曽川流域（東海 3 県と長野県）の約 60 件、運営はボランティアで行われ、来客数は毎回 600～1,000 人で、2012 年度の売り上げは約 4,000 万円に達しています。顧客のなかには、流通業者、自然食品店、レストランシェフなどもいて、新規就農者の新たな販路開拓の場にもなっています。

(6) 環境保全型農業を地域農業の柱に（福井県越前市）

越前市は、福井県のほぼ中央に位置し、人口は約 85,000 人。モノづくりが盛んで、越前和紙、越前打刃物をはじめ半導体や電子精密機器産業もあり、県内一の製造品出荷額を誇っています。その分、兼業農家が大半を占め、比較的手のかからない水稲作への依存度が高いのが特徴です。しかも、地域の圃場区画が比較的小さく、中山間地も多いことから農地の集積が進みにくい状況にありました。

これらを加味し、市では地域農業が生き残る唯一の手段として、環境保全型農業の推進を決め、2006 年より担当者を配置するとともに、JA 越前たけふと協調して取り組みました。具体的には、①市独自の環境保全型農業に取り組む農業者への助成制度、②JA による環境保全型稲作技術の統一化、③市および JA 共同による農業者に対する技術研修や環境保全型農業直接支援対策等への申請手続き説明会を開催するなど、を実施しました。

さらに市では安全・安心で豊かな食と農業の再生のため、2009 年に「食と農の創造ビジョン」を策定し、「食と農の創造条例」を制定しました。また、2010 年にコウノトリが越前市に飛来し、その後もたびたび市内に姿を見せるようになったため、市ではコウノトリを生物多様性や自然再生のシンボルとして位置付け、コウノトリなどの餌場となる冬水たんぼを積極的に推進するため、市独自の補助金制度を設けるなど、生物多様性保全に取り組んでいます。市民活動によるビオトープづくりやグリーンツーリズムなど、地域の人々と市との協働の里地里山保全再生の取り組みや、小中学生による生きもの調査、農業体験や学校給食に特別栽培米を導入するなど、次世代に繋がる取り組みも実施しています。

JA では、水稲育苗に係る薬剤消毒を見直し温湯消毒装置を導入し、すべての農家が減農薬栽培に転換できる育苗施設に全面的に切り替えるとともに、育苗施設を利用しない農家にも温湯消毒による種子を供給できる体制を整えました。

市では、有機農業の推進を図るため、地元生産者の経験を土台に、県の農業試験場などとともに、雑草対策などの水稻栽培技術の確立に取り組んでいます。さらに、市や JA と関係機関の支援を受けて、先進的な農業者が「越の国有機農業生産者の会」や「コウノトリを呼び戻す農法部会」を設立して、有機農業の栽培技術確立のための情報交換と課題解決に取り組んでいます。

販路拡大のため、JA では食味分析計を導入し、高い食味値のお米には加算金を支払う制度を設けました。米の分析を通して、環境保全型農業の取り組みが食味の向上につながり、しかも農家の収入に反映する制度ができたことで、農家の関心が高くなり取り組みが拡大しました。その結果、特別栽培の取り組みが、2008 年度は 37 名、230ha（うち、有機農業 9ha）でしたが、2011 年度には 219 名、431ha（同 22ha）へと増加。さらに販路を拡大するため、JA では農産物のブランド化をすすめる差別化して販売し、品質のよいお米を高価格で農家から買い入れるとともに、直販体制に取り組んでいます。

越前市の環境保全型農業（有機農業を含む）の推進の取り組みは、市と JA が推進のための課題解決に向け、一体となって取り組んだことが大きな要因と思われます。

（7）「コウノトリ野生復帰」を通じた地域活性（兵庫県豊岡市）

豊岡市は、2005 年に兵庫県の北東部に位置する北但 1 市 5 町が合併し、人口は約 90,000 人。旧豊岡市の中央部には円山川が流れ、この川に沿って湿地や森林、水田、中洲などが発達。このような自然環境は、鳥類をはじめ多くの生物に豊かな生息環境を提供しています。しかし、土地改良事業や河川の改修、農薬の使用などにより生息環境が悪化し、1971 年、野生コウノトリとして最後の 1 羽がこの地で死亡し、日本国内の野生コウノトリは消滅しました。



その後、人口飼育などの活動を始め、コウノトリの野生復帰を目指し、1999 年に県立コウノトリの郷公園が設立。2005 年に試験放鳥をすることになりました。そのためには、野外でコウノトリが餌をとって生きていける環境をつくらねばならず、農業者、市民、専門家が協力。行政も関わり、地域全体で取り組むために「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」（事務局：兵庫県但馬県民局）を設置。また、地域外の企業や、コウノトリファンクラブ、研究者などの協力もあり、様々な人々が関わって野生復帰を実現しました。2013 年 12 月現在、野外にいるコウノトリは 73 羽。

農業面では、「コウノトリ育む農法」（無農薬と減農薬タイプがある）を推進。県、市、JA が協力して、栽培技術の確立、販路の確保、実施者への補助金の支給などが行われています。水稻の有機農業実施面積（表 6）は、2003 年にはわずか 0.7ha ですが、2013 年には 51.4ha に、減農薬栽培面積は、ゼロから 218.3ha までに増加し、「コウノトリ育む農法」の実施者は、204 名になっています。

市では、水稻農家（30a 以上耕作）を対象に、コウノトリ育む農法の認知度、取り組めない理由や課題についてアンケート調査を実施。コウノトリ育む農法の拡大に向けた対策として、地域としてまとまった集落での取り組みの推進、雑草対策などの省力化技術の導入、冬季や早期取水が可能な方策づくり、小規模農家でも乾燥調製できる仕組みづくり、などを検討しています。また市担当者によると「今後は減農薬から無農薬（有機農業）への転換に重点をおいて進めていく」とのことです。

豊岡市の事例は、公的機関が事業として実施すれば、実施者がほとんどいない状況からでも有機農業は推進できることを証明しています。

表 6 豊岡市の「コウノトリ育む農法」の栽培面積

作物別	種別 / 年度	2003	2005	2008	2013
水稻	無農薬(ha)	0.7	4.6	44.1	51.4
	減農薬 (ha)	0	46.0	139.0	218.3
	計	0.7	50.6	183.1	269.7
大豆	無農薬(ha)	0	0	1.0	4.0
	減農薬 (ha)	0	0	18.0	45.0
	計	0	0	19.0	49.0
合 計		0.7	50.6	202.1	318.7

(8) 中山間地に兼業型新規就農者の定住を支援（島根県浜田市）

島根県では、「しまね食と農の県民条例」に基づき、有機農業を県の農業・農村活性化施策の柱の一つに位置付け、有機農業の推進に取り組んでいます。具体的には、①県立農林大学校に有機農業専攻を開設、②有機栽培技術ネットワーク組織の設置、セミナーの開催、③有機農業の普及と有機 JAS 認証取得支援、④有機農業技術のレベルアップおよび普及促進、⑤生産者と消費者の連携促進、⑥有機農業への転換試行、本格展開を支援などです。

島根県西部に位置する浜田市（人口約 60,000 人）には、自給を核としながら消費者への直接販売を進める兼業農家と、有機 JAS 認証農産物の産地形成と販売拡大を進めている専業農家が相互補完的に併存しています。なかでも浜田市弥栄町（旧弥栄町）は、山林が 84.6%を占め、人口 1,500 人弱で高齢化率 44.5%と典型的な中山間地です。地区内の職場は市、JA、老人福祉施設などで、働き盛りの多くは近郊市街地に通勤しています。弥栄支所（自治区）では県の支援制度に加えて、有機農業による就農・定住を支援しています。地区内には有機農産物の生産・加工・販売をしている「有限会社やさか共同農場」があり、ここでの研修を核に研修制度を設け、①研修中の財政支援、②自立就農のための農地、住宅の確保、就農用機械・施設資金の支援、③地域農家や流通業者との交流などを行っています。1998 年以降、県内外の約 30 名が研修を受け、この中から 17 名が地区内で就農、就職しています。地区内で就農できるために、営農に関する支援だけでなく、兼業型就農（半農半 X＝兼業先）への支援も行っています。農外の就職先として、福祉分野、施設栽培農家へのパートなどがあります。

当地の研修制度を利用し有機農業で施設野菜を栽培している K 専業農家は、施設栽培農家グループ「いわみ地方有機野菜の会」に所属し、同会が設立した販売会社「株式会社ぐり～んは～と」（年商 250 百万円）を通じて有機野菜を県外に出荷しています。K 氏（31 歳）は、地域内の 13 名をパート採用し兼業型就農者の定着に寄与するなど、次代を担う若手リーダーとして期待されています。

(9) 地産地消、旬産旬消による地域農業の振興（愛媛県今治市）

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した陸地部と、島しょ部からなっています。2005 年、越智郡 11 か町村との合併により、人口は約 180,000 人に。観光都市として、また造船・海運都市として栄え、繊維産業、特にタオルの生産は有名です。そのほか、柑橘類、木材などの農林業や、天然、養殖ともに漁業も盛んに行われています。

市では、地域に暮らす人々が、地元で生産された安全で新鮮な農林水産物を消費することで市民の健康増進、地域農業の振興、地域経済の活性化を図るために、「安全」を第一に考えて、1983年から食の安全、地産地消に取り組んでいます。その象徴的取り組みが地産地消、旬産旬消の学校給食です。市の仲介で、農家、JA 担当者と栄養士が会合を重ね、ともに理解を示すことで実現しました。



「さいさいきて屋」の有機農産物コーナー

いっぽう市内には、JA おちいまばりが経営する年商約 25 億円を誇る巨大農産物直売所「さいさいきて屋」（売り場面積約 1,900 m²、テニスコート 7 枚分）があります。直売所の周辺には「今治産ほぼ 100%」の料理実習所を備えたレストラン、加工施設、研修施設、地元で農業をする人を増やしたいと開かれた「有機農業体験市民農園」などがあります。約 1,400 人の組合員が農産物を出荷し、生鮮品の 8 割が今治産。地元食材を使った加工品や地元商工業者のオリジナル商品も扱い、地域活性化、経済的に地域循環する仕組みを意識した運営をしています。このなかで有機農産物は看板商品となっています。

市には、「今治市食と農のまちづくり条例」、「今治市有機農業振興計画」の策定をはじめ、有機農業推進のトップリーダーとして、多くの取り組みがあります。これらは市担当職員の熱意と努力のたまものです。

(10) 有機部会に JA、市、県が支援（鹿児島県始良市）

始良市は、鹿児島県中央部に位置し、2010 年に始良郡 3 町が合併して発足、人口は約 75,000 人。鹿児島市に隣接し、ベッドタウンとして発展しています。

当地では注目される農産物の名産品も少なく、農家や JA では「付加価値のある作物を産地化できないか」を探っていたなかで、有機農業が注目されました。

旧始良町では 1970 年代中ごろより有機農業が実施されはじめ、現在では市内の認定農業者の 4 分の 1（18 戸）まで増加しています。鹿児島県全体では 1%（109 戸）と少なく、市の有機農家の割合が高いのが特徴です。これは行政や JA が支援しやすい組織（JA あいら有機部会）が農家主導でつくられ、生産から販売、消費者との交流などの活動が組織的に展開されたためです。部会に JA、県、市が加わり、情報交流や販売促進活動を実施しています。部会では、JA あいらへの出荷額 1 億円を目標に、一人 1 品目増加と販売額の 10%増をめざし、JA も販路拡大に努力し、ほぼ目標を達成するようになりました。

また、若い世代の新規就農者支援にも積極的に取り組んでいます。後継者の発掘と育成のために、有機農家が後継農家の指導や研修生を受け入れ、住宅や農地を紹介するとともに、地域の一員として受け入れられるように支援しています。さらに、JA、かごしま有機生産組合がもつ販路、市の就農者への奨励金制度※、有機農業の研修施設として「鹿児島有機農業技術支援センター（かごしま有機生産組合）」の設置などが増加の後押しをしています。若い農業者の増加は、農業だけでなく、地域の活力にもつながっています。



始良市報で有機農業を特

市では、営農類型に「有機農業」（多品目栽培）を設定し、全小中学校の給食に有機野菜を取り入れるとともに、有機野菜を食材として使用する飲食店の拡大を進めるなど、JA、県とともに有機野菜を活用したまちおこし、販路拡大に努めています。さらに、旧始良町の推進計画を母体として「始良市有機農業推進計画」を策定し、農家、JA、関係機関と協働で更なる推進に取り組む予定です。

※就農者に対して、設備投資など金銭的な負担の大きい就農初期を支援。有機農家には、最大で3年間の営農奨励金を助成しています。

(11) 有機農業を推進している先進地域の特徴

先進事例の特徴から、有機農業推進に対する農業者（民間団体）の取り組みと公的機関が取り組みやすい環境を整理しました。

1) 農業者（民間団体）の取り組み

農業者（民間団体）に共通していることは、有機農業で経営が成り立ち、周囲に認められるように努力していることです。そして、リーダーに有機農業を推進しようとする強い意志があり、個人でなく団体として活動している点があげられます。

新規就農者の受け入れなど、農業者の育成にも積極的です。新規就農者だけでなく、転換参入者がいて、ともに地域を良くしようと協働した活動を展開し、消費者、公的機関、近隣農家、地元住民などへの理解を深めるための広報活動も積極的に行っています。

さらに、JA、市町村、都道府県を巻き込んだ活動を展開。お会いしたリーダーたちに活動の秘訣をお聞きすると「担当者に恵まれた」と答えます。各担当者が最初から理解を示すとは考えられず、リーダーたちが有機農業の推進にあきらめずに取り組んだ結果として、理解者に恵まれたと言えるようになったと思われます。

2) 公的機関（JA も含む）が取り組みやすい環境

まず、有機農家が経営的に成り立ち、周囲に認められていることです。地域の慣行栽培農家に理解があり、指導農業士になるなど公的な活動にも積極的に関与し、地域農家の模範でもあることも大切です。そして、有機農業推進に意欲のある有機農家が団体として活動し、しかも話しやすい人柄であることも重要です。JA 等が関わり販路が確保できていると、農業者は栽培に専念でき、行政担当者も安心して有機農業の推進に取り組めます。

環境汚染への危惧や地域農業への危機感があり、地域に特徴のある事業を模索している担当者にとって、有機農業の推進は考慮に値すると思われます。新規就農希望者の多くは、有機農業を志向しています。とくに人が少なく農村の維持が困難な中山間地では、新規就農者の受け入れについて積極的に検討していただきたいと思います。

これらは、有機農業を推進しやすい環境の裏返しでもあります。ぜひ、公的機関の担当者の方々には、取り組みやすい地域から取り組んでいただきますようお願いいたします。

3) 有機農業推進の糸口

都道府県、市町村、JA の担当者の方には、有機農家と向き合い、ともに推進の糸口を探る努力をお願いいたします。最初に担当される方は大変なことが多々あると思います。しかし、ここで紹介した先進地では、機関の仕事として位置づけられるようになると、担当者が代わっても有機農業に関わる仕事をすることに違和感がなく、継続した取り組みが行われています。

有機農業の推進には、人々の意識の転換、技術の定着、販路の安定が欠かせません。そのためには、多くの時間を要することが予想されます。しかし、多くの課題を抱えながらも現状を一步進めるために、有機農家は担当者からの働きかけを待っています。

5. 有機農業者から見た実施者が増えるための条件

有機農業を実施している農家（団体）へのアンケート調査で得られた意見を整理しました。

(1) 実施者の心構え

有機農業者として自立するには、「経営としての農業」と「趣味としての農」の違いをはっきりさせることが大切です。そして、農業の厳しさを耐える信念がないと続かないし、単に有機農業への信念やこだわりだけでも続きません。農業を始める目的を明確にし、栽培技術はもちろん、マーケティング、販売方法の知識や情報を身に付けることも必要です。

また、自分のできる範囲を見極め、家族農業では夫婦間の理解が欠かせません。状況によっては、農閑期（冬季）の農外収入の確保も必要です。ただし、農外収入に頼りすぎると、目的が不明確になり農業を続けられない場合もあります。

新規就農者は、栽培方法に関係なく近隣農家に信頼してもらえるように努力し、農家同士の交流など地域に仲間を増やすことが大切です。

(2) 栽培技術の確立

有機農業技術のなかでも、抑草、病虫害対策技術の向上と生産性を落とさないで移行できる栽培方法が課題です。そのためには、有機農業の土ができていくシステムを理解し、有機物利用時の施用基準など、地域や土壌に応じたある程度の目安が必要となります。

また、北海道など畑作地帯では、輪作ができなければ普及は難しいため、輪作体系の確立が課題となります。

(3) 消費者の理解と販路の確保

消費が拡大しないと農業者を増やすことはできません。有機農産物の消費拡大のためには、有機農業の意義、有機農産物の価値を消費者に理解してもらうことが大切です。それには、農業者も消費者に直接会って有機農産物の価値を説明するなど、消費者への啓発活動を積極的にしていくことが必要です。

また、JA、流通業者、販売業者にも有機農業を理解してもらい、有機農産物を一般市場でも扱ってもらえるようになることも大切です。そして、何よりの大切なのは、有機農産物を継続して購入し、農産物の価値に對価を払う意識のある消費者が増えることです。

(4) 有機 JAS 認証

有機 JAS 認証の取得を簡単にし、有機 JAS 認証に対する認定手数料の補助を検討していただきたい。その一方で、有機 JAS 法により以前から使用していた「有機農産物」の表示ができなくなったため、有機農業推進法の「有機農業の定義」に沿って生産された農産物を、有機 JAS 認証を取得しなくても「有機農産物」として販売できるようにしていただきたい、との意見がありました。

一見ダブルスタンダードとも見える 2 つの「有機」という定義が、有機農業者に戸惑いを与えているため、有機農業推進法で定義されている「有機農業」と、表示制度としての「有機 JAS 認証農産物」との関係を整理し、推進の妨げにならないようにする必要があると考えます。

(5) 就農環境の整備

地域に相談に乗ってくれる仲間や有機農業者を受け入れる体制があることが大切です。行政には農地と住居を、実施農家は新規参入者に経験を伝えるなど、就農をフォローする役割を分担し、行政と民間が一体となったバックアップ体制の整備が必要であると考えます。

その一方で、新規就農志向者のために、小面積でも取り組める農業（体験）ができる環境を整えることも大切です。

(6) 新規就農者への支援

新規就農者に必要なのは、栽培技術、販路および住宅の確保、公的機関や近隣農家の理解と支援が得られることです。とくに、地域に相談に乗ってくれる仲間がいるなど、就農初期の支援が欠かせません。

そのためには、各地に研修生を受け入れる農家があり、その農家が栽培技術、農地、出荷先などの面倒を見ていくことができるようになることが大切で、有機農業で成功している農家が研修生を受け入れるようになることが望まれます。そして、日照、排水、土壌条件など条件の良い農地や資金（機械などを準備）が確保できれば、定着率も高まると考えられます。

いっぽう、新規就農者に経営の安定には時間がかかることなどの就農情報を提供し、研修後、就農前に農業に向いているかどうか「試す」場があることも必要です。

(7) 公的機関への要望

新規就農希望者のため、有機農業相談窓口を設置し相談に乗るとともに、農地、資金を借り易くすること。また、実施農家が研修先となるための支援があるとありがたい、との要望がありました。

6. 研修受入先農家の研修内容

有機農業を実施している農家（団体）へのアンケート調査のなかで、研修生を受け入れている農家（団体）の研修生の受け入れ状況について整理しました。

(1) 研修生を受け入れ農家（団体）の状況

研修生を受け入れている（受け入れたことがある）と答えた数は 75 件で、うち 52 件は現在も継続して受け入れていました。現在、受け入れている農家（団体）のうち、59.6%が新規就農者で、後継者は 34.6%でした（不明 5.8%）。また、新規就農者の受入農家のうち、71.0%は研修経験がありました。

これらの研修先で、延べ 905 人が研修を受け、うち、299 人が新規就農者に、81 人が農業法人に就職していました。研修地周辺における「就農の可能性あり」が 84.6%でした。

新規就農者で、しかも研修経験のある農家が研修先となり、研修地周辺での就農が可能ところで、多くの新規就農者を輩出しているようすがうかがえます。

(2) 現在、研修生を受け入れている農家（団体）の研修内容

受け入れ時期を特定していない（随時受け入れ）は 78.8%で、男女の区別なしが 90.4%でした。受入可能人数は、2 人が 42.3%で、1～3 人が 80.8%でした。

研修環境では、宿泊施設ありが 53.8%、賄いなしが 48.1%、自炊可が 46.2%でした。また、研修費なしが 86.5%、宿泊費・食費なしが 75.0%で、研修生への報酬なしが 51.9%でした。

研修受入先の多くは 3 人以下の受け入れで、宿泊施設があるのは半分程度。小規模での受け入れが目立ちました。研修費、宿泊費・食費なしが多く、しかも研修生への報酬なしが半分程度を占めることから、有機農業者を増やしたいとの思いに加えて、研修生の労働力も当てにしている様子がうかがえます。

研修受入農家を増やすには、研修環境を充実するための公的支援を検討する必要があると考えます。

おわりに

「父は今 子は未来見る 肩車」

これは、朝日川柳の一句です。農業は産業であると同時に、工業と異なり地域の環境（自然）と分離して考えることはできません。私たち人間も、環境の一部、構成員です。農産物のグローバル化が進められようとしている今こそ、日本（地域）の農業、暮らしについて、「今」を、そして「未来」を見据えて考えるときです。

これからの地域を豊かにしていくための取り組みには、次にあげる 3 点が重要だと考えられます。

- ① 人々が生きがいを抱いて仕事のできる環境であること
- ② 人々に役に立つ仕事であること
- ③ 限りある資源を有効に活用し循環型の持続できる地域社会であること

これらを成立させる取り組みとして、「有機農業」は新たな可能性を引き出し、新規就農者の受け皿になると思われます。ぜひ、ここで紹介した事例を参考に、それぞれの地域にあった有機農業の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（平成 26 年 2 月 26 日、中央合同庁舎 4 号館（東京都千代田区）にて開催された農林水産省主催の「有機農業の推進に関する全国都道府県等担当者会議」の講演資料を転載した。）

有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業をはじめるにあたって、どこに相談をしたらいいのかというのが最初の問題かもしれません。全国には有機農業の相談に応じられる団体がいくつもございます。各団体それぞれ特色があり、答えは様々ありますので、色々と相談してみてください。相談窓口情報の詳細は、ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」yuki-hajimeru.net をご覧下さい。

「どこに相談したらいいかも分からない」「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、とりあえず全国相談窓口にお問い合わせしてみてください。

都道府県	団体名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-2151
北海道	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
北海道	(公財)農業・環境・健康研究所 名寄研究農場	01654-8-2722
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
岩手県	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO 法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
秋田県	公益社団法人秋田県農業公社	018-893-6212
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
山形県	山形県農林水産部農業技術環境課	023-630-2481
福島県	(財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
福島県	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
茨城県	NPO 法人アグリやさと	0299-51-3117
茨城県	茨城県農林水産部農産課	029-301-1111
茨城県	NPO 法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO 法人民間稲作研究所	0285-53-1133
栃木県	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉渕町有機農業推進協議会	027-378-3111
千葉県	有機ネットちば	0476-94-0867
千葉県	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全室生産環境係	03-5320-4834
東京都	特定非営利活動法人 日本有機農業研究会	03-3818-3078
新潟県	三条市農林課	0256-34-5511
新潟県	にいがた有機農業推進ネットワーク	025-269-5833
新潟県	NPO 法人雪割草の郷	0256-78-7234
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800
静岡県	一般社団法人 MOA 自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村	052-265-8371

都道府県	団体名	電話番号
三重県	公益社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO 法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園～オーガニックアグリスクール NARA	0745-82-2589
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
和歌山県	NPO 法人和歌山有機認証協会	073-499-4736
島根県	島根県農林水産部農畜産振興課	0852-22-5109
岡山県	岡山商科大学経営学部岸田研究室	070-5424-2729
広島県	食と農・広島県協議会	090-3177-0438
徳島県	(特非)とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	有機のがっこう「土佐自然塾」	0887-82-1700
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	096-384-9714
熊本県	NPO 法人熊本県有機農業研究会	096-223-6771
大分県	NPO 法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(公財)農業・環境・健康研究所 大宜味農場	0980-43-2641

※ 有機農業相談窓口の登録を希望される団体は、「有機農業参入促進協議会事務局（Tel/Fax：0263-92-6622）」までご連絡ください。

有機農業の研修受入先をご紹介します

有機農業参入促進協議会（有参協）は、有機農業の参入促進を担っている団体が構成員となり、「公的機関及び民間団体と協働して、有機農業への新規及び転換参入希望者を支援すること」を目的として、本年４月に設立いたしました。構成団体のさまざまな活動情報を紹介するとともに有参協独自の活動を通して、参入支援情報の発信拠点としての役割を担っている団体です。

有参協では国の有機農業総合支援事業（有機農業参入促進事業）の補助金の交付を受けて、有機農業の実施者を増加させるための事業を進めています。この事業の一環として、有機農業研修受入先の情報整備を行ない、これから有機農業の研修を希望する方に、ウェブサイト「有機農業をはじめよう」（yuki-hajimeru.net）を通じて、希望者に適切な情報を提供しています。

有機農業の研修をされたり、受けられたりしている皆様に、有機農業の研修受入先をご紹介します。よろしくお願いいたします。

ご紹介いただいた研修受入先には、当方より「有機農業研修受入先データベース作成のための調査」用紙をお送りして、研修内容や施設などについてお尋ねします。ご返送いただいた情報については、研修受入先の皆様にご迷惑をおかけしないように最善の注意を払いながら、ウェブサイトにて、研修を希望される方に情報を提供していきます。

研修受入先と連絡の取れる情報＜個人（団体）名、連絡先（住所）、TEL、FAX、E-mailなど＞を下記の「有機農業参入促進協議会有機研修先調査室」までご連絡ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

有機農業参入促進協議会
有機研修先調査室

〒518-0221 三重県伊賀市別府740

公益社団法人全国愛農会内

Tel:0595-52-0108 Fax:0595-52-0109

E-mail:kensyu@yuki-hajimeru.net

有機農業公開セミナー 開催一覧

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第1回	2007年6月	茨城県阿見町	有機農業の採種と育種技術を考える	有機農業技術会議		
第2回	2007年9月	京都府京都市	有機農業の新規就農を考える	有機農業技術会議		
第3回	2007年11月	長野県松本市	有機農業大学講座 & 有機農業の堆肥と土づくりを考える	有機農業技術会議	長野県有機農業研究会	農林水産省・長野県・松本市・長野県農業会議・信州大学・JA長野中央会
第4回	2008年7月	福島県郡山市	有機農業を基本から考える	有機農業技術会議		農林水産省・福島県
第5回	2008年10月	島根県浜田市	有機農業大学講座	有機農業技術会議		農林水産省・島根県・浜田市・島根県立大学・JA島根中央会・島根有機農業協会
第6回	2009年11月	高知県高知市	有機農業の施設栽培を考える	有機農業技術会議	高知県有機農業推進連絡協議会・「有機農業技術公開セミナー in 高知」実行委員会・高知県	農林水産省・高知市・高知大学・JA高知中央会・高知県園芸連・高知県有機農業研究会
第7回	2010年2月	北海道津別町	安全・安心の大規模農業を考える	有機農業技術会議	津別町有機農業推進協議会・津別町・津別町農業協同組合	農林水産省・北海道
第8回	2010年11月	石川県金沢市	大規模稲作を考える	有機農業技術会議	石川県有機・減農薬農業振興協議会・金沢市有機農業推進協議会	農林水産省・石川県・金沢市・石川県農業協同組合中央会
第9回	2011年1月	山梨県山梨市	果樹栽培の可能性を考える	有機農業技術会議	やまなし有機農業連絡会議	農林水産省・山梨県・長野県・山梨市・長野県有機農業研究会

回	開催 年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第 10 回	2011 年 12 月	奈良県 宇陀市	野菜の安定生産と 流通を考える	有機農業 参入促進 協議会	宇陀市有機農 業 推 進 協 議 会・宇陀市	農林水産省・奈良 県・奈良県農業協 同組合
第 11 回	2012 年 2 月	大分県 臼杵市	土づくりと地域の 未来を考える	有機農業 参入促進 協議会	おおいた有機 農業研究会・ おおいた有機 農業推進ネッ トワーク	農林水産省・大分 県・臼杵市・豊後 大野市・JA 大分 中央会・朝日新聞 社・毎日新聞社・ 読売新聞西部本 社・大分合同新聞 社・NHK 大分放 送局・OBS 大分 放送・TOS テレ ビ大分・OAB 大 分朝日放送
第 12 回	2012 年 10 月	岡山県 瀬戸内 市	食と農による地域 づくりを考える	有機農業 参入促進 協議会	農と食による 地域づくり研 究会	農林水産省・岡山 県・瀬戸内市・岡 山商科大学
第 13 回	2013 年 2 月	東京 都 渋谷区	新規就農支援を考 える	有機農業 参入促進 協議会	日本有機農業 研究会、國學 院大學環境教 育研究プロジ ェクト、渋谷・ 環境と文化の 会	
第 14 回	2014 年 3 月	福島県 福島市	有機農業が地域に 広がることのメリ ットを考える	有機農業 参入促進 協議会		農林水産省・福島 県・福島市・福島 県有機農業ネッ トワーク

MEMO

第 14 回有機農業公開セミナーの開催および本資料の作成は、平成 25 年度有機農業総合支援事業（有機農業参入支援データ作成事業）の一環として実施しています。

本資料の複製、転載および引用は、必ず原著者の了承を得た上で行ってください。

2014 年 3 月 17 日発行

有機農業をはじめよう！ No.5

有機農業参入促進協議会事務局

〒390-1401 長野県松本市波田 5632

Tel/FAX：0263-92-6622

Email：office@yuki-hajimeru.net

Website: yuki-hajimeru.net

yuki-hajimeru.net

有機農業参入促進協議会（有参協）では、有機農業をはじめたい方を応援しています。全国の有機農業者、有機農業推進団体と連携して、研修先、相談窓口などの情報発信や相談会、実践講座、公開セミナーの開催など、さまざまな活動を行っています。